国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
6	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和	地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いが為った場合に限り、許可不要とすること。 また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。	【支障事例】 当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により新年度の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いが為った場合に限り、許可不要とすること。 また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。 【提案・要望内容に関する具体的な支障事例】 当市は、無人航空機（ローター・ラジコン等）の飛行に関するQAにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように目方及びと前がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを設置することが困難であり、条件を満たすことができない。 過去2年間許可申請を行ってきたが、1時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければなりず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。	許可なく飛行訓練を行うことが可能となることにより、実災害に近い屋外での操縦経験を多く積めることで操縦能力の向上が期待でき、安全性の向上に繋がる。 許可・承認取得者の増加による完全管理体制の充実及び操縦隊員の負担軽減が可能となる。 また、許可・承認に必要な飛行時間実績の短縮が可能となれば、実災害での飛行が想定される屋外での飛行経験を早い段階で積むことが可能となる。	航空法第132条、第132条の2、第132条の3 航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	川口市	－	静岡県、京都府、鳥取県、平和島市、宮崎市	○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不適当であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。 しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合に為っても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。 したがって、今回提案していただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。	航空法第132条の3の規定において、公的機関等が捜索・救難などのために無人航空機を飛行する場合に国土交通大臣の許可・承認が不要としているが、これは、人命又は財産の保護の観点から緊急性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行う暇が無いことに鑑み、特例として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させることを踏まえれば、いたずらに特例の対象を拡大することは不適当であり、訓練など緊急性のないものについては、許可・承認の手続きにおいて安全性を確認する必要がある。 しかしながら、人口集中地区上空における飛行等の許可・承認が必要な場合に為っても、例えばあらかじめ決まった場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行ったり、操縦者に10時間以上の飛行経験がなくても10時間以上の飛行経験を有した監督者の下で飛行を行うこと等を条件として許可・承認を行うなど、安全性の確保を前提に柔軟な対応を実施しており、既にその実績もある。 したがって、今回提案していただいた趣旨については、個別に御相談いただければ現行制度下においても対応可能である。
16	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方公共団体による道路整備に伴う路切影響の際の運用の見直し	地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うにあたり、道路法第31条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施行方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、路切を新設するに至った場合、既存の路切を除却するよう全国一律の対応をさせられたため、調整に多大な時間を要する。 迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。	【支障事例】 道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。 道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関からず、踏切の存在そのものに事故発生誘発等の不安を感じているとあり、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されていないものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切除却を求められている。 道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の除却箇所の選定・地元住民との調整（合意書）が必要となり、事業実施までに相当期間を要する（浜松市における、計画策定から踏切除却の合意に至るまで約10年要した）。 【想定の解消策】 当市を初めとした地方都市では、都市部と異なり、鉄道の運行回数が非常に少ない鉄道（1本／1H）もあるため、踏切の新設時の条件としては、全国一律ではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、自治体と鉄道事業者との協議状況を考慮した方えで、都市部と地方部と異なる運用とする等、個別に判断されたい。	都市部と地方部とで異なる運用とすることを等により、踏切の新設の際に踏切の除却が一律の要件とならなければ、踏切の除却箇所の調整に時間を割くことなく円滑に事業を進めることができる。	道路法第31条第1項及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令第35条	国土交通省	浜松市、熱海市、御殿場市	－	横川市、京都市、甘日市市、愛媛県、松浦市	○交通安全対策の中で踏切改良が必要な箇所は存在しているが、提案にある同様な運用で事業が進んでいない。少数利用者の踏切であっても既に地域に根ざした踏切となっており、改良条件に伴う施設は合意形成を図ろうえで非常にハードルが高い条件となっている。 ○ 踏切道の拡幅については、踏切の統廃合が前提とされているため、本市においても、簡易に進まない状況があり、運用の見直しの必要性はあると認識している。 ○当市における鉄道も運行回数が少ないものの、道路整備における新たな鉄道との平面交差については、別の箇所の踏切を新し、調整に不測の時間を要するなど同様の事例があることから、同様の措置を求めたい。 ○過去に、都計道の整備及び区画整理事業により踏切道の統廃合が進められてきた。今後、踏切を拡幅する際に、別の箇所の踏切廃止を求められても、実績がないために対応されたい。 ○踏切の拡幅については、既存踏切の利用実態や地域内道路の位置付け等から、除却できる踏切が無いため、協議・調整が進まず、踏切道の安全対策等に支障が生じている。 ○高速改良で2車線幅する際に、「踏切拡幅指針」に基づき、鉄道事業者と協議を行い、県内のいずれかの踏切を対象に除却を求められるが、地域の合意を得られないことがほとんどである。 この場合、除却の代替策として、「踏切拡幅指針3.(2)①」での鉄道事業者側による「踏切道拡幅・安全性低下」との解釈により、県内全ての踏切を対象に安全性が低下しないよう、拡幅する当該踏切以外の踏切に対し、4種踏切の「種化」遮断機の設置」から、障害物検知装置の通知設置を義務化した、いずれかの対応を求められている。 本県においても都市部に比べ小さく、鉄道の運行回数は少なく、鉄道事業者側による「踏切拡幅指針」の解釈「踏切拡幅・安全性低下」とは一概には言えない場合もあると思われ、本提案のとおり、地域の実態から都市部とは異なる運用等、地域の実情に応じ個別判断できる指針の運用に見直し願いたい。	道路法第31条第1項及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令第35条において、道路と鉄道の交差の方式は、原則、立体交差としなければならないとされているところであるが、例外として、道路の交通量・鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合等について、道路管理者と鉄道事業者との協議が整うことで、立体交差にしないことも踏切道の新設等も可能とされている。 ○ このためもがって、踏切道新設時の既設踏切道の統廃合について柔軟に対応することは、現行の制度の下においても可能である。 ○ 一方で、第10次交通安全基本計画（閣議決定）においては、平成32年までに踏切事故件数を平成27年比半減して約1割削減する目標を設けるとともに、国民の安全確保を目的に、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものに限って、踏切道の統廃合を促進していくとともに、踏切の改良を進めていくことは、交通安全の確保上、非常に重要なことであるが、こうした踏切取則減の取組みとするとより例外規定の適用を困難にしている可能性が認められるところである。 ○ このため、現在、鉄道局において、踏切道新設に際しての考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である。 ○ なお、今回、浜松市等から示された具体的な支障事例中では、「「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されていないものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切の除却を求められている」という記載があるが、同指針は既存の踏切道に適用されるものであり、新設する踏切道には適用されない。
32	A 権限移譲	運輸・交通	鉄道事業：一般乗合旅客自動車運送事業の経営実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲（岩手県先の変更）	鉄道事業者は鉄道事業報告書、旅客自動車運送事業の経営実績報告書を国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出することが義務付けられているが、一般乗合旅客自動車運送事業については旅客自動車運送事業者については、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。	【現状】 鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出することが義務付けられているが、鉄道事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者については旅客自動車運送事業報告規則第二条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長に提出しなければならないとされている。 【支障事例】 地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第6条で定められている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる・補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要な施策を進めることができない。 また、法的規制等がない状況では、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けることができるよう枠組みを構築されたい。	実績情報を入手（共有）することにより、事業者ごとの経営状況の把握、地域ごとの運送収入・収支率の把握ができれば、当該地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を、適切な時期にとることが可能になる。	鉄道事業等報告規則第2条・第4条 旅客自動車運送事業等報告規則第2条・第4条 交通政策基本法第9条	国土交通省	千葉県	－	新潟県、岡山県、筑後市、宮崎市	○バス事業者に対し、利用人数などのデータを求めているが、提供していただけない状況である。 制度改正されれば、上記などのデータを得られ、交通政策にも寄与すると思うが、バス事業者の現段点では、経営状況が明らかにされたくないところもあるようなので、その部分では一定の配慮が必要と思われる。 ○鉄道事業に関係維持のための地域自治体やまちづくりとの連携が求められているものの、異同実績等の情報が開示されないため実施把握や提設定が立て難い。 ○当面においても、特に、バスに係る情報について、地域の実態を把握するため、国に対して情報提供を求めたが、提供を断られた事例があった。 同一県内において、都市部や農村部等各地域によって動向が異なることが想定されるため、地方自治体が地域公共交通に係る施策を実施するにあたり、実態を把握するために必要な情報が得られるような仕組みを構築されたい。 ○乗客経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。 ○都道府県のみならず、市町村においても同様の支障がある。バス事業者からの路線廃止の事例は直前にしか行われず、廃止日までの短い期間に地域住民や関係者の理解を得ることは難しく、特に交通弱者に対しては、バス事業者からの路線廃止の発表がされてから対策を講じるのでは、地域住民や関係者との調整が難航することが予想されることから、事前に路線ごとの経営状況を把握し、対策の検討が行う時間を確保するために、国が市町村に対して路線実績報告書等の開示ができるよう制度改正を求める。 ○多くの地方自治体においては、少子高齢化及び都市部への人口流出により人口減少が深刻の課題となっている。このような中にあり、地域の交通網の維持・健全化対策及びコンパクトな街形成に資する施策検討等を実施しているが、公共交通の情報を得られることは、現状把握するに当たって重要である。 このため、情報を必要とする地方公共団体が情報提供を受けることができるような枠組みの構築を お願いしたい。	事業報告書等は、国土交通大臣が、事業者の監督行政官庁の立場から報告を求めるものであり、事業監督に係る権限を有しない都道府県を経由して事業者から事業報告書等を提出させることは、不適当と考えられる。 また、複数の地方公共団体に跨がる事業の場合、現行では一の地方運輸局に対して事業報告書等を提出して提出させるとすると、事業者は、希望する複数の地方公共団体に事業報告書等を提出しなければならず、事業者の業務負担の増加を招く。また、この場合には、同一の事業報告書等が複数の地方公共団体から国土交通省に進達されることとなり、事務が煩雑化するため、これらの点からも不適当である。 他方、今回の提案の本旨は、「地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を行うため、実績情報を入手することと解される。地域公共交通施策のために必要な情報を入手する観点からは、交通政策基本法第10条第2項「交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該施策に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする」の規定に基づき、事業者の提供のもとこれを適切に運用することにより、幅広い情報の提供を受けることが可能である。 以上より、事業報告書等の徴収事務の地方公共団体への移譲は適当ではなく、提案の本旨である情報入手については現行制度により適切に対応すべきものと考える。
39	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の拡充	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長が財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。（包括承認） 当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。	【現行制度】 水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長が財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。（包括承認） 【支障事例】 平成30年1月11日から14日にかけての大雪（金沢市では7年ぶりに60cm超の積雪を記録）により、市内の雪捨場は過剰の雪が迷い込むが、圧雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の円滑な通行に支障を来した。 これを受け翌15日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地等を持つ犀川左岸（あいがわがん）浄化センターを新たな雪捨場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局担当者へ一報のうえ、承認を待たずに同日夜より雪捨場としての使用を開始した。その後、同月25日付で承認がなされた。 （1）雪捨場の開設準備、排雪運搬業者への連絡等の対応を行う中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事務が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を来した。 （2）申請から承認までの10日間は当該財産処分に法的根拠がない状態であり、法規守や事故時等の責任関係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。	【制度改正による効果】 （1）迅速な道路除雪の実施が可能となる。 （2）財産処分に係る法規守が徹底される。 【参考】 農林水産省の財産処分承認基準には「補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が補助目的の一部として想定されておらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、補助目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続き経ることを要しない。」との規定があり、本件に置き換えた場合は報告する不要となる。当該承認基準を参考にされたい。	-補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 -水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準（国土交通省大臣官房・国土保全局長通知）2（1）	国土交通省	石川県	－	－	○本市においては、平成29年度の豪雪を受け、排雪場の確保は非常に重要であると考えており、今後の大雪に備え、あらかじめ多数の排雪場を確保することとしている。 しかし、想定外の豪雪で、あらかじめ確保した排雪場だけでは不足がちに、緊急的に別の排雪場を確保することとなった場合等、制度改正は有効であると考える。	財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものであるところ、補助目的の達成の確保については、災害の程度や財産処分の内容に応じて個別に判断する必要があるが、制度改正により統一的な基準を設けることは想定していない。緊急性がある案件については、適宜対応することとしたい。
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合から暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいるが、中小企業等協同組合についても全国中央会が定めた定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである（平成27年）。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上この明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上この明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、他法律（貸金業法や水産業協同組合法など）と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	－	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、熊本県、宮崎市	－	石田市、川崎市、岐阜市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底するとて、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本属において、他県と同様、個に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否するふさ中との明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しい考える。 暴力団排除条例の射程等により、長レベルの効果として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を通守する意味でも、法に基いて排除規定を定めることに賛同する。	【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の連法・不当な力を背景とした利用したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行っていきたい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべき所合については、各法令が規制する事業者等に対する暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとに、その必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に法律を改正して暴力団排除条項を使り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察庁及びから寄せられていない。今後、必要に応じて各府省庁等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
6	訓練における許可・承認要件に関して、本市提案に対する回答（柔軟な対応）で申請を行えば、許可・承認がされることについて、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」からは読み取ることが出来ず、また、ホームページ等にも記載（公表）されていない。 ヘルプデスクに問合せした際も、当該内容を明確に把握していない状況であり、許可・承認要件が不明確である。 今後、許可・承認要件を明確にするとともに、事例をホームページ等で公表することにより、許可・承認要件の不明確さが多少は解消されると考える。 また、提案内容に示した西宮市ネット圏内、ロープ等又は機械制御によりネットを越えて上空に飛行しない措置を行えば、飛行範囲を逸脱することは考えにくく、ネット等で囲んでいるため飛行範囲内に関係者以外の立入りがなく、第三者への危害も考えにくい。 当該措置による安全性は、政策及び上部がネットで囲まれている状況と同じであることから、本市の提案による飛行方法であれば、許可・承認手続きにより安全性を確認する必要はないと考えるとともに、将来的には本提案内容の飛行に限って規制が緩和されるべきである。	－	【静岡県】 示されたような柔軟な対応がされるのであれば、支障がないと考えるが、事例等について消防機関に周知したいので情報共有をお願いしたい。	－	【全国知事会】 所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、回答のような取扱いもしていることを通知するなど、十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	○　人口集中地区の屋外であっても、四方や上部がネット等で囲われている場合は屋内とみなされ、航空法第132条に基づく許可が不要となることを踏まえ、四方がネット等で囲われ、かつ飛行の高さを制限する措置を講じている場合には、市町村等の行政主体の事務遂行上必要とされる制緩について、許可を不要とするべきではないか。 ○　提案団体の市域の大半は人口集中地区であるため、許可を受けていない接続者の到達場所の提保が困難な状況にあるとこ、提案団体に限らず、その他の自治体においても同様の問題を抱えていると考えられるため、公的機関による災害時訓練の円滑な実施を可能とする観点から、飛行禁止区域での許可のあり方を見直すべきではないか。 ○　どのような条件下であれば10時間以上の飛行経験を満たさなくても許可・承認を受けることが可能なのか等について、これまで行った許可・承認の事例を類型化して公表する等の方法によって明確化していただきたい。	第1次回答を踏まえた提案団体からの見解にあるとおり、柔軟な対応を行った具体事例について、ホームページ等で公表することにより、幅広く周知していくこととしたい。 なお、屋内は屋外と物理的に隔離されていることから航空法の適用外となり、四面及び上部をネットで囲んだ場合には屋内とみなすことができるため、従来より、航空法の適用外とむっている。一方で、御提案にあるように上部が空いている場合には屋内とみなすことができないことから、航空法の適用外とはならない。 また、一般に市販されている比較的安価なドローンであっても、航空機の航行する高度まで飛行することができる（限界高度：0～6，000m程度）ことから、四面のみをネットで囲み、上面については本件以外の方法で例えばロープによる係留により高さの制限措置を行う場合でも、その一つの長さ、係留の位置、四方のネットの高さなどが適切でなければ、特に周辺の人や物件の安全性が確保できないことから、最中の検証において安全性を重要することとしており、申請があった場合には柔軟な対応をすることとしている。	6【国土交通省】 （14）航空法（昭27法231） 国土交通大臣の許可（132条）又は承認（132条の2）を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。
16	○踏切道の新設の考え方を明確にするに当たっては、踏切の除却箇所の選定や地元住民との調整に長期間を要した本市の事例を踏まえて、迅速な道路整備が可能となるよう、必ず既存の踏切除却を求めるのではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等、地域の実態を勘案し、現場が柔軟に判断できるよう早期に対応願いたい。 ○なお、検討に当たっては、地方自治体の意見を聴く等、地域の実情も反映いただきたい。	－	【愛媛県】 回答では、「踏切道の新設に際して、考え方を明確化し、現場の判断がしやすいようにすることを検討中である」とあるが、共同提案での支障事例にのように、既設踏切道の拡幅の際にも支障が生じている。 回答にある通り、既存の踏切道には、「踏切道の拡幅に係る指針」が適用され、他の踏切の除却又は代替策として安全対策等の通知措置が求められており、協議・調整に時間を要する事例がある。 そこで、踏切新設と同じように既設踏切道の統廃合についても、地域の実情に応じ個別判断できる柔軟な対応が可能となるような指針の運用に見直しをお願いしたい。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「対応することは、現行の制度の下においても可能」となっているが、十分な周知を行うこと。		○　踏切道新設に際しての考え方については、引き続き鉄道局で検討中であり、地域の実情も踏まえながらできるだけ早期にとりまとめる予定である。 ○　なお、踏切道の新設は、地域の交通利便性を高める一方、痛ましい事故の発生リスクや鉄道事業者の保守等に係るコスト等を増加させる一面も有しうる。このため、踏切の新設に際して、徹底した安全対策を講じるとともに、追加コスト負担等について、関係者間で合意することが必要と考える。 ○　また、政府では、第10次交通安全基本計画（平成28年3月11日中央交通安全対策会議決定）において、平成32年度までに踏切事故件数を平成27年度と比較して約1割削減することを目指している。引き続き踏切事故防止のため、踏切道の新却等の推進が必要であることもご理解いただきたい。 ○　なお、一次回答でも述べたとおり、「踏切道の拡幅に係る指針」は既存の踏切道に適用されるものであり、新設する踏切道には適用されない。	6【国土交通省】 （1）鉄道事業法（明33法65）及び道路法（昭27法180） 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平13国土交通省令151）39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の廃却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から伏況等を踏まえ、その精査及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
32	提案の趣旨はお見込みのとおりであり、本来であれば交通政策基本法第10条第2項の規定の趣旨に基づいて、事業者から任意の提出が行われることが望ましい姿であるしかしながら、当事業において、事業者に対して情報提供に向けた調整を行っているものの、そもそも県内の事業者数が多いことと、経営情報の提供を一部行う事業者が多く、現状では、努力義務にとどまる限り、提供を受けることは事実上困難と言わざるを得ず、恒ましい現状の中で本提案を行っているものである。 本提案に対する所管省庁の御見解の中で、事業報告書等の提出について、都道府県を経由する仕組みとする事業者の負担が増大すること、監督権限の所在と事業報告書等の提出が対応関係にあることが挙について言及されているが、仮に制度上、自治体の経由が明確であるとすれば、所管省庁に一律に事業報告書等を提出する仕組みは変更せずに、「事業報告書」等の行政官庁の監督権限の執行の目的のための情報とは別に、国及び地方公共団体が連携して取り組むべき地域公共交通政策の政策目的の達成の観点から、必要となる事業者の経営に関する実績情報等について共有する仕組みを構築していただきたい。 このような仕組みを構築することは、交通政策基本法第9条、第12条、地域公共交通活性化・再生法第4条に定められている国、地方公共団体の責務や役割分担等の法の趣旨・目的にもかなうものであると考えている。	－	【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。もしくは、交通政策基本法第10条第2項の基本理念を事業者に周知いただきたい。 【岡山県】 所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう、交通関連事業者等に通知するか、事業報告書等の内容を地方公共団体へ国から直ちんと提供するべきである。	－	【全国知事会】 多くの自治体から、地方公共団体の地域交通に関する調整権能を強化することの必要性について意見が出されている。 交通事業者の状況等、地域交通に関する情報の把握は、こうした調整権能の強化に資するものである。 このため、提案団体の提案に沿って、調整権能の強化が図られるよう検討を進めるべき。 なお、所管省からの回答が「現行制度により適切に対応すべき」となっているが、提案団体では現に支障が生じているため、少なくとも当面の対応として、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供するよう交通関連事業者等に通知をするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○　交通施策の策定及び実施のために地方公共団体が必要とする交通事業者に係る情報について、事業報告書・業績報告書等の提出によって国土交通省が保有している情報のうち公表していない情報と公表していない情報、それ以外の国土交通省が保有していない情報について、それぞれ整理していただきたい。 ○　事業者が国に提出している事業報告書・業績報告書については、交通政策基本法（平成25年法律第92号）第9条、第10条及び第12条及びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第4条の趣旨等を踏まえ、地方公共団体の交通施策の策定及び実施に資する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを検討いただけないか。 ○　現行法下においては、地方公共団体において、事業者に直接情報提供を求めても拒まれてしまう実態が存在することを踏まえ、交通施策の策定及び実施のために必要な情報を確実に取得できるような仕組みを制度化するべきではないか。	○ 地方分権有識者ヒアリングで提案団体の要望する情報を詳細に伺った上で対応を整理するように指摘を受けたところ。 ○ 提案団体から提供希望があった情報とそれへの対応は別紙の通りとする。 ○ 加えて、国土交通省より、公共交通事業者に対し、交通政策基本法第10条第2項の趣旨を踏まえ、地方公共団体が地域公共交通の維持検討のために必要とする情報の提供にできる限り協力し、提供に努めるよう、通知を発出することとする。	6【国土交通省】 （10）道路運送法（昭26法183）、鉄道事業法（昭61法92）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）及び交通政策基本法（平25法92） （1）道路運送法44条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道業務報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭39運輸省令21）2条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報及びに鉄道事業法35条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業業績報告書（鉄道事業等報告規則（昭62運輸省令9）2条）に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 （9）地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。 また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。
38	「財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものである」点については理解できる。 しかし、本提案は緊急時における一時的な対応を念頭に置いているものであることから、補助対象財産の機能等を損なうことは無いものと考えている。 このように、緊急時で、財産管理上支障がない場合は、包括承認としていただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 所管省は個別に判断する必要があるとの回答であるが、大規模・広域・複合災害へ迅速な対応を図るため、統一的な基準の見直しを積極的に行っていくべきである。		水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準においては、申請手続の原則として、財産処分を行う場合には承認申請書を提出しその承認を受けるものとしているが（個別承認）、今回の要望も踏まえ、緊要の発生による補助対象財産の目的外使用が見込まれる場合は、あらかじめ承認申請を行っていただきこれを承認することで対応させていただきたい。	6【国土交通省】 （20）補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、緊要の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて復旧年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。
59	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進められている中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、即刻たとしては暴力団と関わりがある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	－	－	－	【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を侵害するなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。 引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者」勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって中小企業者の経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを成すにあたり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を侵害するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとたい。	6【国土交通省】 （3）中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の追加について 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の追加については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を侵害するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省）

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
73	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る耕作目的の農務付け廃止	国土利用計画法の土地売買等の届出（第23条第1項）に係る事務について、条例による事務処理特例制度（地方自治法第252条の17の2）により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、耕木の提出の義務付けを廃止する。	【支障事例】 国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となるとき地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本（都道府県分）、副本（市町村分）及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。 当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村があり、そうした市町村においては正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等2部を保管しなければならない。（市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。） ※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村（平成30年4月現在）	【制度改正による効果】 事後届出に係る権限移譲を受けている市町村においては、届出書の正本及びその添付書類1部のみを提出すれば足りる。とすることで、届出者及び当該市町村の事務負担を軽減することができる。	・国土利用計画法23条第1項 ・国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	国土交通省	愛知県	－	岡崎市、一宮市、津島市、小牧市、愛西市、豊山町、東栄町、鳥取県	○本市は、国土利用計画法の届出に係る事務に関して、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている。権限移譲を受ける前は、副本等1部を市で保管していたが、権限移譲後は正副の届出書2部を保管していることになっている。現状、正本の提出のみで足りるため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成し、提出していることになる。そのため、副本の提出義務が廃止されれば、届出者及び市の負担軽減することができるため、本市は提案に参画する意向である。 ○本市では、国土利用計画法の土地売買等の事後届出（第23条第1項）に係る事務の権限移譲を受けており、平成29年度は、54件の当該届出に係る事務を行ったが、左記事例のとおり、活用されることのない副本に係る不要な事務負担が生じている。 ○国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となるとき地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本（都道府県分）、副本（市町村分）及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。 当該届出に係る事務に関して本市は、愛知県条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けており、正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、当市は正副の届出書等2部を保管しなければならない。（権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。） 届出に係る提出書類を、正本及びその添付書類1部にすることで、届出者及び当市の事務負担を軽減することができる。 ○本市においては、権限移譲を受けているため、事務処理に際して正本の提出があれば足りるが、正副2部を受付処理している。 　権限移譲を受けている市町村における副本の提出の義務付けを廃止することで、行政側においては、事務手続きがシンプルとなるのみの書類提出で済み、事務処理物理的負担軽減につながることに加え、正本の届出書1部を保管すればよいことになる。一方届出者側においては、副本を作成する必要がなくなることから、書類作成の負担軽減による行政サービスの向上も期待される。 ○提案のとおり、本国でも同様の事例が生じていると考えられる。権限移譲を受けている市町村内の届出については、届出書と意見書の写しを廃に送付してもらっており、本書は県で保管していない。	国土利用計画法23条に基づき届出を課している土地取引内容については、同法に基づいて都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断材料となるものであるため、都道府県においては、把握していることが必要である。このため、条例に基づく事務処理特例制度により届出に係る事務が市町村へ権限委譲がなされていることにより、ただちに同法施行規則第20条第1項に規定されている、正本及び副本の提出が不要になるものではない。 　今後、副本の取り扱いを含め都道府県に適切に情報が共有される方法について検討することにより、可能な事務負担の軽減について検討してまいりたい。
75	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（以下「補助金」という。）に係る生活交通確保維持改善計画（以下「計画」という。）において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」（以下「維持事業に要する額」という。）の、2~3年目分については、前年度から運行形態（運行回数、運行回数等）に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	【支障事例】 補助金の申請を行うためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであり、計画には、向こう3カ年の維持事業に要する額を記載しなければならない。 しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと思われる。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に差は、燃料費の違いによるものみであり、金額としても補助対象路線1本につき1万円程度のわずかな差であり、このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本来では、補助対象路線61本（平成29年4月現在）の2年目、3年目分の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。	【制度改正による効果】 必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会の開催者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることができる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項	国土交通省	愛知県	－	青森県、福島県、千葉県、石川県、兵庫県、岡山県	○2年目、3年目については、結局次年度、次々年度に直近の実績をもとにした単語で算出し直さねばならず、無駄な作業となっている。 　これは、地域間幹線系統確保維持費補助金（以下「補助金」）の申請書作成を依頼しているが、曜日によって運行回数が変わる場合、向こう3カ年の曜日ごとの運行日数の振り分けを行う必要があり、事業者にも相当の事務負担を要している（平成30年6月現在　補助対象50系統） また、協議会へ諮る際にも3カ年分の資料を配付する必要があり、相当の事務負担を要している。 必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会開係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることが出来ると思われる。 ○補助対象事業者が複数ある場合には、事業者ごとに運行ダイヤ（平日、土日休日、休祝日など）の設定が異なるため、必要性に乏しい2カ年目、3カ年目の事務作業に多大な負担が生じている。	地域間幹線系統確保維持費補助金に係る生活交通確保維持改善計画は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条により、向こう3ヶ年の事業内容を記載することとしている。 　これは、地域間幹線系統確保維持費補助金を含む地域公共交通確保維持事業、地域公共交通の存続が危機に陥っている地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持することを目的として実施される事業であり、この事業の実施計画となる生活交通確保維持改善計画において、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断するとて、複数年度の事業内容で確認する必要があることから記載を求めているものである。 　しかし、いただいた支障事例のような、運行形態に変更がなく、曜日の違いから生じる微少な差額等、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で影響が無いと考えられるものについては、記載事項の簡略化について検討して参りたい。
76	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（以下「補助金」という。）のうち、車両購入費に係る金融費用（借入金の利息）の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画（以下「計画」という。）に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字（上限見込み額）を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があってから、速やかに行うこと」、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を適及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	【支障事例】 補助金の申請を行うためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、うち車両購入費に係る金融費用（借入金の利息）の補助を受ける場合、計画策定時点の金利により算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があり、当該認定申請は、上昇した金利が適用されるい1か月前までに提出するよう求められている。（認定申請が間に合わなければ、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。） しかし、本来においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず（借入先の決定り等に基づく）、申請に係る手続（協議会の開催など）を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。	【制度改正による効果】 金利の上昇局面であっても、補助対象事業者は車両購入費に係る金融費用について、実質に抑した補助金を確実に受け取ることができる。また、補助対象経費の上限見込み額とすれば、金利が変動してもその度に変更申請を行う必要がなくなるため、計画策定者である行政、交通事業者等で構成する協議会の開係者の負担が軽減される。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第8条第1項、同第23条	国土交通省	愛知県	－	山県市	－	生活交通確保維持改善計画の変更については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第8条により事前の変更認定が必要とされている。当該変更認定の申請期限については、交付要綱上の定めは無いが、必要な事務処理期間として、変更適用日の1ヶ月前の申請を要請している。 　一方、支障事例のように1ヶ月前に変更内容が確定しない等、やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ相談頂き、1ヶ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ。
108	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化する。	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていなければ新築・増築ができないとされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破砕施設については、規模が1日当たり16トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破砕施設と比べて厳格な規制となっている。 中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物埋立要綱減のため民間事業者による廃プラスチック類の破砕施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の諮問を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破砕施設に対しては、破砕後の処理物の飛散防止のための屋内保管を徹底しており、屋外保管するおくず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響がかさなるとは考え難い。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破砕施設については、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破砕施設と同等程度と見直すよう求める。	【制度改正による効果】 本制度改正により破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル新型機の建設の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	建築基準法第51条 建築基準法施行令第130条の2の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	国土交通省、環境省	富山県	富山県　説明資料.doc	上越市	○民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例としてエ業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破砕施設は100L/ 日以下であれば届出規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破砕は0L/ 日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破砕は5L/ 日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要もあることから、民間事業者に対しては大ケジュールも含め負担となっている。 都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬出入経路及び台数、生活環境影響調査から影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破砕や一般廃棄物処理施設の破砕等についても届出の見直しを求める。 本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の機会の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。 また、未来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可に係しる都市計画上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考える。	【国土交通省】 建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画において敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならないこととされている。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしている。 ○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺の環境に影響を与えない一定の規模を超える産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところであり、この規模を超えるものについてはその敷地の位置が都市計画上支障がないかを個別の案件に応じて判断する必要があるため、特定行政庁（富山県内であれば富山県等）の許可により対応することが適切であると考えている。 【環境省】 ○建築基準法に関しては国土交通省が所管しているところですが、環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要とする産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参ります。
118	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる範囲の変更の範囲の見直し	一般国道の交差部における隅切り を廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合について、も軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第3号において、道路の拡幅による位置又は区域の変更は含まれているが、道路の縮減による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成24年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止しが、これに伴い公民道路に交差する一般国道の隅切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要することとなり、国との下協議から含めると5ヶ月程度追加処理日数を要した。 　道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、拡幅による位置又は区域の変更だけではなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とするよう見直しを求める。	近年、地方自治体において長期未着手となっている都市計画道路が多数存在していることが課題視され、都市計画道路の変なる見直しが促進されているところ、不要となった都市計画道路の見直しにあたって、手続の長期化の要因となっている国土交通大臣との同意協議の範囲を見直し、都市計画の変更手続を簡素化することで、社会経済情勢を踏まえた都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することが可能となる。	都市計画法第21条第2項 都市計画法施行令第14条第2号 都市計画法施行規則第13条	国土交通省	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	－	鳥取県、岩国市、高松市、宮崎市	○当市においても、長期未着手の都市計画道路について見直しに着手したところであり、今後同様の支障事例が発生する可能性がある。都市計画道路の適時適切な見直しを円滑に実施するためには、もろもろ手続がたいへんなうえ調切りの廃止などは軽微な変更の範囲として取り扱うべきであると考える。 ○本市においては現時点で具体的な支障事例は発生していないものの、隣家団体同様に長期未着手路線の見直しに取り組んでおり、今後同様な事例が発生することが想定される。都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の対象の軽微変更から外さ れているものについて協議を不要とするなど、事務の簡素化が望まる。 ○本市の都市計画道路の未着手区間の多くは整備予定の目処が立たないことや、都市計画決定から長期間を経過したことにより都市構造や交通需要の変化等により、当初の計画と異なりなっており、線小・廃止を含めた都市計画道路網の見直しを予定している。そのため、今後提案事例と同様なケースも想定され、手続きを簡素化することで都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することは重要である。 ○本県においてこれまで支障事例は無いが、将来的には同様の支障が生じる可能性があること、また道路の区域の縮小による都市計画の変更は、拡幅の場合に対し社会的な影響は小さいと考えられ、軽易な変更として扱うことは妥当であることから、制度改正の必要性はあるものと考える。	都市計画道路の区域を縮小する都市計画の変更については、計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、軽易な変更の対象としていないものである。<br　提案内容の、一般国道の交差部における隅切りの廃止については、接続する市町村道の都市計画を廃止する場合、交通計画上の影響等について深としても検討する必要があると考えている。<br　この影響や対応策について検討を行うために、当該制度によって都道府県より協議を受ける必要があると考えているため、提案内容を軽易な変更とすることについては事例の詳細を踏まえて今後検討を行う。<br　なお、都市計画法第18 条第3 項の規定に基づく協議については、当該手続の迅速化を図るため、標準的な処理期間（事前協議40 日、本協議20 日）を定めている。提案内容に含まれる具体事例についても、この目安内に処理を行っている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
73	現在、国土利用計画法第23条に基づく届出については、届出件数及び内容を都道府県から国土交通省へ報告する必要がある（平成12年4月3日付け 12国土利第141号、12国土地第111号、土地利用調整課長・地価調査課長通達）。そのため、本案では権限移譲市町村から事後届出処理内容及びと地売買等届出書の写しが電子メール等により提出される仕組みとしており、別本及びその添付書類がなくとも、都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断等へ支障が生じることはない。 このように、権限移譲された市町村との間で、届出内容等について情報共有することは可能であることから、事務処理上活用されない別本およびその添付書類の提出義務を速やかに廃止し、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図るべきである。	－	【一宮市】 現在、国土利用計画法第23条1項に基づく届出については、受知県へ事後届出処理内容書及びと地売買等届出書の写しを電子メール等で送付をしており、受知県は届出内容の把握を届出書の別本及びその添付書類の提出によらなくても可能である。このため、別本及びその添付書類の提出義務廃止によって県知事が行う注視区域等の指定の判断等へ支障が生じる恐れはないと考えられる。 このように、届出内容等については受知県と市町村で情報共有がなされていることから、事務処理上活用されない別本およびその添付書類の提出義務を廃止することにより、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図りたい。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		― 次回答のとおり、条例に基づく事務処理特例制度により国土利用計画法第23条の届出に係る事務が市町村へ権限委譲されていることにより、ただちに同法施行規則第20条第1項に規定されている正本及び別本の提出が不要になるものではない、ということに変更はない。 ただし、市町村及び届出者の事務負担の軽減のため、都道府県と権限移譲された市町村との間で電磁的方法等によって届出内容等について委託び情報共有の措置が行われている場合については、届出者からの提出書類は正本のみとすることを可とする方向で検討してまいりたい。	6【国土交通省】 （17）国土利用計画法（昭49法92） 土地売買等の事後届出（23条1項）の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭22法67）252条の17の2第1項）により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村（特別区を含む。）において、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。
75	記載事項の簡略化の検討に際しては、2・3年目分の維持事業に要する額の記載の省略による抜本的な見直しを図られたい。 また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		次期計画の検討・策定時期までに、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上での影響の有無を含め記載事項の簡略化について検討して参りたい。	6【国土交通省】 （19）地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （ｉ）地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断するとの要件が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
76	「1カ月以内の申請についても柔軟に対応しているところ」とあるが、本県の事例に限らず、1カ月前までに変更認定に向けた対応を行うことが困難な事例は全国的にもあると想定されるため、周知を徹底していただきたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		やむを得ない事情がある場合については、あらかじめ管轄の地方運輸局等にご相談頂き、申請時期について引き続き柔軟に対応して参りたい。	6【国土交通省】 （19）地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （ｉ）生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。
108	○技術向上に伴い破砕機の環境性能が向上（騒音・振動の軽減）している中で、周辺の環境に影響を与えない施設の規模として、一律に処理能力が1日6ｔ以下として定められている合理的な理由はなにかお示しいただきたい。 ○「周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要としているところとあるが、廃プラスチック類の破砕施設はそもそも大くず又はがれき類の破砕施設よりも騒音に与える影響は小さいうえ、本県では、破砕前後の廃棄物・処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する大くず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるようなケースが多に発生している。 ○また、中国や東南アジア諸国が廃プラスチック類の輸入を制限し、国内での廃プラスチックの処理、とりわけリサイクルによる処理が必要となるなど、社会経済情勢が変化していることから、1日6ｔ以下とする合理的な理由がないのであれば、周辺の環境に影響を及ぼさないと認められる範囲内で、規模の要件を見直すべきと考える。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【国土交通省】 ○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号で定める周辺の環境に影響を与えない施設の具体的な規模については、「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に規定する特定施設の整備に関する基本指針を参考に、処理施設が周辺環境へ与える騒音、振動等だけでなく、搬出入に伴う交通量増加や交通安全等、周辺市街地環境への影響を踏まえた上で定めている。 ○提案団体においては、廃プラスチック類の破砕施設の設置にあたり、周辺環境への影響がかさくなるように十分配慮しているとあるが、そういった提案団体に限られる個別の実状も含め、都市計画や都市計画審議会の審議を経て行政庁の許可により対応することが適切であると考えている。 ○なお、都市計画決定や特定行政庁の許可は地方公共団体（の長）が実施権者であり、既に分権化されていると認識している。したがって、具体の施設の建築にあたっては、地方公共団体の関係部局が基礎調査し、すみやかに手続きを行うことも可能である。（標準処理期間を定めることも有効であると考える。） 【環境省】 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律は、産業廃棄物の処理施設の安定的供給と産業廃棄物の適正処理の推進を目的とした上で、基本指針に定められた規模要件は、効率的な産業廃棄物の処理を行うことができる施設として設置等の対象となる施設の処理能力として規定されています。 環境省としては、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、都市計画決定等を不要としている産業廃棄物処理施設の規模の見直しについての協議等があった場合には、ご指摘を踏まえて対応して参りたいと考えています。	6【国土交通省】 （15）建築基準法（昭25法201） 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に関する当該施設の位置に対する制限（1条）については、都市計画決定の状況及び用途ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を勘案したとで、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：環境省）
118	「計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられるこから、軽易な変更の対象としていないとのことですが、本事例は、接続する市町村道の廃止に伴い、明らかに不要な隅切りを廃止し、国道の形状を整えるものであることから、都市計画道路の機能の低下につながる可能性は低いものと考えています。また、そもそも接続する市町村道の都市計画道路の廃止は、国道に将来流入する交通量が皆無になるものであり、隅切りを廃止するか否かにおいて、国が交通計画上の影響を検討する必要はないと考えます。 国土交通大臣との協議を行う場合は、協議に係る手続・調整等の事務負担が発生するため、本事例のように都市計画上の影響が少ないものについては、同意・協議の対象とならないようにしていただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		提案を受け、他の類似事例を確認した結果、本件の隅切り部分の都市計画道路の区域の変更については、他の都市計画道路の廃止に伴い必然的に生じるものであるとして、国土交通大臣への協議・同意を不要としても大きな支障は生じないと判断した。 今後、当該都市計画変更を都市計画法施行規則第13条に定める「都市計画の軽易な変更」に位置付けるよう、省令改正の検討を進める。	6【国土交通省】 （16）都市計画法（昭43法100） （ⅱ）都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項（施行規則13条）については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
119	B　地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく広域施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で当該承認することとする。	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく広域施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で当該承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ（現計画では13施設の統廃合を計画）。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農集集落排水やコミュニティプランに関がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、過疎債社会資本整備総合交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとすると、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について （平成20年5月27日府会第393号） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知） 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について （環境省平成20年5月15日付け環企発第080515005号）	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県	－	那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農集集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。 当市は農集集落排水事業で４処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未満であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改正を要望する。 ○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農集と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。 本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分（報告）を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している（10年経過、但しそれまで農集内の統合作業を実施。）、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められません。 　現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。 　また、農集と公共の統合のように、目的は異なっていても、同様の手段を以って目的の達成を図るものについては、最水省財産処分承認基準第3条別表1の表管理業の備考欄（補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。）に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。 ○当市の農集集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から８年が経ち施設について、財産処分の際に国庫返納が必要なことをもって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。 ○当市は廃生活排水処理構想のもと、合生活排水処理基本構想に基づき農集集落排水高地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。 ○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。	【内閣府】 地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各省に移し替え、各省から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分の承認手続等については、内閣府の規定ではなく、各省の規定に基づき、各省が行っているところ。 なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い事業に著しく減少している補助金等交付財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化することとし、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたこともって補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととしているところ。 【農林水産省】 「補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）第15条第8項において、「地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている。 【国土交通省】 本件は農集集落排水施設やコミュニティ・プラントを廃止する際に補助金の返還が発生し支障を来すというもので、問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該当施設の使用時期に応じて「規則法令等」に挙げられている、最林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控える。 【環境省】 「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付け環企発第080515005号）の別添第3に当たって、経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資産が当該地域において効果的に活用されるとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適切であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能と考えます。
120	B　地方に対する規制緩和	土木・建築	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により２年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。	建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第１項により全国一律に２年と定められている。しかし、実際には、２年を超えて再任される委員が多い。当県では過去25年で、27人中25人が２年を超えて再任されている状況であり、一方で、職員の人材不足で他業務に充当されていないなか、短期的に欠員が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	委員任期を条例委任することで、地方の実情に応じた審査会運営が可能となる。	建築士法第30条第１項	国土交通省	群馬県、茨城県、栃木県	－	鳥取県	－	○県単位以外の多くの都道府県におけるニーズの有無や、具体的支障事例の詳細、各都道府県への影響の有無等も十分に調査し、当該調査の結果も踏まえた上で、法改正をするとて立法事実とするに足る具体的なニーズの存在が立証されない限りは、提案に応じることはできない。 ○なお、建築基準法に基づく建築審査会の委員の任期について、過去の分権一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果としてはニーズがなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせたことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある。
129	B　地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第３号に基づき許可なく少量貨物運送を実施することができることとする。自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第３号に基づく許可を受けた際に必要な地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たことする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第80条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第３号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第412号国自貨第172号平成28年３月31日）」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車運送事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がない運輸支局長が認める地域に限られるのほか、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。 　現在、鳥取県日野郡日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社（一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社）それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。	地方自治体等が運営している乗合バスは、高齢者の重要な移動手段となっているが、赤字により存続が困難となっており、貨客混載による新たな収益確保により、当該路線の維持・存続に繋がる。	・道路運送法 ・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第３号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第412号国自貨第172号平成28年３月31日）	国土交通省	鳥取県、京都府、岩都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県	－	愛媛県	○路線バスは、350キロ以下の少量貨物を許可なしで運搬できることから、自家用有償旅客運送を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、上記の観点から原則として認めており、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。 　また、地域公共交通会議については、旅客の利便の増進を図る観点から旅客自動車運送事業者等により構成することとされており、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないところ。	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、上記の観点から原則として認めており、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。 　また、地域公共交通会議については、旅客の利便の増進を図る観点から旅客自動車運送事業者等により構成することとされており、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないところ。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
119	（農林水産省）「「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっているとありますが、地域再生計画に認定された地方創生汚水処理施設整備交付金を活用し整備や補修をした農業集落排水を統廃合する場合は、新たに統廃合に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準第15条第6項に該当するか明確化していただきたい。 　また、（環境省）「経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していると判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能」とありますが、環境大臣等が適当と個別に認めるものに、本提案のような人口減少社会を見据えた効率化を前提にした汚水処理施設の統廃合が含まれるか明確化していただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 所管府省から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		【内閣府、国土交通省】 　第1次回答と同様に、農林水産省、環境省から発出された通知に関することであるため、当府省としての回答は控える。 【農林水産省】 　地域再生法第18条には、「認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十三号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。」とある。 　地域再生法による認定地域再生計画に基づかない事業については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」第15条第8項に該当しない。 【環境省】 　提案団体の案件は全て設置後10年を超えているとのことであるため、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付付環企発第080515006号）の別添第2に基づき、当該承認により財産処分が可能です。	－
120	現行制度では任期が2年と法定されており、地方が自主的に任期を定める余地すら認められていない状況です。委員の任期について、法律に規定しなければならない明確な理由を示していただきたい。 　建築審査会の委員の任期についても、現時点で2年以外としている地方公共団体が少なからたとしても、条例委任したことで、必要に応じて地方が自主的に任期を定められるようになったことに意義があると考えています。 　都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、本来としては、一律に条例委任を求める方法だけではなく、2年以外の任期の設定を希望する都道府県が、必要に応じて条例制定し、任期を設定できるように、する方法も考えられ、2年以外の任期を希望しない都道府県が新たに条例を制定する必要がないのではないかあれば、「大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせる」ことなく、地方の自主性・自立性を高めることができるのではないかと考えます。	－	－	－	【全国知事会】 所管省の回答は、具体的なニーズが立証されない限り提案に応じることはできないとのことであるが、提案の検討に当たっては、国が地方に委ねることによる支障を立証・説明すべきである。 委員の構成・数・任期・選任手続等については原則として地方公共団体が条例で定めることとする地方分権推進計画を踏まえて、提案について十分な検討を求める。 無用な条例改正の負担であるとか、ニーズがないという見解は、地方分権の趣旨を全く理解しないものであり、到底許容することはできない。 地方としては新設としての回答を拒否し、国の態度を明らかにすることを求める。	○ 都道府県建築士審査会の運営は自治事務であり、かつ他の審査会等の委員任期についても条例委任されているものもあるにも関わらず、都道府県建築士審査会の委員任期が全国一律で2年と法定されなければいけない理由を示されたい。 ○ 法令で定められた任期とするか否かについて、地方公共団体の判断により設定することを可能とすることで地方の自主性・自立性を高めることが地方分権の趣旨であり、建築審査会の委員任期の条例委任に関して、「その結果としてほぼ一斉がなく、むしろ大半の自治体に無用な条例改正の負担を負わせた」という指摘は当たらない。都道府県建築士審査会の委員の任期についても、都道府県の判断により任期を設定できるよう条例委任すべきではないか。 ○ 任期の変更を希望しない都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、希望する都道府県のみ条例を制定して任期を設定できるように、する措置方法を含めて検討し、条例委任すべきではないか。	○提案事項に係るニーズ等を確認するため、地方分権改革推進室と共に、都道府県の政策部局及び建築部局に対しアンケートを行い、その結果を踏まえて、検討することとしたい。	6【国土交通省】 （7）建築士法（昭25法202） 都道府県建築士審査会の委員の任期（30条1項）については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。
129	○一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「乗り合いバス事業者」）による350kg未満の貨客混載は、道路運送法第82条により許可の手続きを経ることなく実施することが認められている。自家用有償旅客運送の運転者要件は、乗り合いバス事業者のように二種免許の保有が必須とはなっていないものの、国土交通大臣が認定した講習実施期間での講習が義務付けられており、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点で乗り合いバス事業者と取り扱いに差を設けるのは不合理である。 ひまた「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを確認する必要があることを目的として許可制としているのであれば、貨物運送事業者の同意は直接関係ないため不要ではないかと考える。 ○地方においてバス路線は人口減少、モータリゼーションの進展により多くは赤字路線となっており、その維持確保が喫緊の課題となっている。バスによる貨客混載は、赤字路線での新たな収入源として期待されており、これにより路線の維持につながるため、「旅客輸送の複雑その他の旅客の利便の増進を図るため」という道路運送法施行規則第9条の2に規定される地域公共交通会議の設置目的に十分合致する。そのような地域の実情により、地域公共交通会議の運営上必要と認められる場合、構成員に貨物事業者等も加えることができるため、そこで少なくとも、自家用有償旅客運送による少量貨物の運送が必要と判断された場合には、許可等不要で少量貨物の運送を実施してもよいのではないかと考える。	－	【愛媛県】 　路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）の廃止により、市町が運営する自家用有償旅客運送のコミュニティバス等がその代替交通機関として重要な役割を担っている。これら交通手段の維持や地域活性化のために、空きスペースに一次産品や生活物資の有償輸送等も活用事例の一つとして挙げられる。 これらの輸送を容易に行うことができるよう、地域にとって使い勝手な制度に改正すべきであり、許可なしで少量貨物の輸送が可能な路線バスと区別して取り扱うべきではないと考える。	－	【全国知事会】 自家用有償旅客運送等については、その活用が未来期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築するべきである。また、そもそも自家用有償旅客運送を行える地域は交通不便地であることを踏まえ、改めて許可や自意を必要とすることの妥当性について検討すべき。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○ 自家用有償旅客運送について、一般乗合旅客自動車運送事業者については許可なく少量貨物運送が認められていること、自家用有償旅客運送が実施されるのは主に交通空白地であることを踏まえ、改めて許可や自意を必要とすることの妥当性について検討すべき。 ○ 実態として一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして運行している場合が多いこと等を踏まえ、少量貨物運送に係る許可を不要とすべきではないか。 ○「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要」とのことだが、国土交通大臣の設定した地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、許可不要で少量貨物運送を行うことが可能となっている（地域公共交通再生法性令法第27条の5第2項）ところであり、その他の自家用有償旅客運送を行う者についても、許可を不要とすることが可能ではないか。 ○「地域公共交通会議については…貨物自動車運送事業に関するものとはなっていない」とのことだが、地域の実情に応じて、構成員に貨物事業者等を加えることも可能であり、自家用有償旅客運送による少量貨物運送について議論することが可能ではないか。	○ 一次回答でも述べたとおり、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、提案の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないか全申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。 ○ 一方、運輸支局長が本通達による取扱いの対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととしている、関係者からの意見の聴取については、地域の物流網の維持の観点からの意見が適切に反映されるものであることが前提となるものではあるが、例えば、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送を実施しようとしている地方公共団体（市町村）及び自家用有償旅客運送者が実施しようとしている少量の貨物の運送について、その エリア、貨物や運送の態型等を踏まえて、関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者や関連しうる荷主（又は、これらの者の意見をそれぞれ代表しうる者）を構成員に含む協議会等の場で合意が図った場合には、当該意見の聴取を要しないことをすることは妨げ支えないものと考えている。 ○ なお、自家用有償旅客運送については、一般乗合旅客自動車運送事業に比して、運転者の要件、運行管理体制、整備管理体制など全体的に簡易な要件になるものとなっている。また、一般乗合旅客自動車運送事業者による少量貨物の運送は、決められた運行ダイヤ・ルートに沿って行われる旅客輸送に併せて決められた停留所において新聞紙等を預かるようなものが基本的には念頭に置かれているものであり、旅客の運送に対して付随的に行われるものとなっているが、自家用有償旅客運送ではあっても同様の態様での運行が行われない場合が多く存在しているものと考えられる。 　また、本来、貨物自動車運送事業法に基づき、一定の要件を満たして許可を受けた貨物自動車運送事業者が貨物の運送を行うことが原則であり、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、運行管理等の管理体制、地域の物流網の状況等について確認するため、許可制としているところである。	6【国土交通省】 （9）道路運送法（昭26法183） 自家用有償旅客運送者（79条）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者（又はそれぞれ代表し得る者）等を構成員に含む協議会等（地域公共交通会議（施行規則9条の2）を含む。）の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないことと、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
143	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 【都道府県】 法勤が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促（2回目・3回目）、調査票の回収・受付（形式審査）、データ入力 【国土交通省】 法勤が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務 【支障事例】 （1）都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 （2）国から都道府県への委託費について、十分な予算が確保されていない。 （3）調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 （1）国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、当県では、この作業専属の非常勤職員を昨年度雇用したが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮した。 （2）この調査に必要となる職員の作業手間経費や説明会の旅費等どうしても必要となる経費もあるが、それらを都道府県で負担することがある。 （3）督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施としているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。	統計法第16条及び統計法施行令第4条	国土交通省	鳥取県	－	北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会	○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への設明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。 　国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。 　当団体の場合、対象の発生が当団体となっていることから、事任の事務担当者が居ない小規模の非教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。 ○都道府県事務は、非教調査（都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備）のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化 【支障事例】 　3年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい（県の本来業務に支障が生じかねない） 　調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせを多数かかりにくく混乱を招く恐れがある。 　国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発注～調査対象法人一次～再委託先（民間事業者）→国交省という流れで送付されるが、都道府県がかかるための経費のムダが生じる。 　国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。 　当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 　「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付登現や未提出法人への督促等は「都道府県が実施」とリする合理的な理由が見当たらない。 　調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○【支障事例】 （1）都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 （2）国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 （3）調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 （1）国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。 （2）再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。 （3）督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。 ○【支障事例】 （1）国から通知のあった委託費では当県は外部に再委託できないため、臨時職員を雇用する予定である。このため、委託費には含まれない、県で作業する面接事務や会場設営などの事務作業が追加で発生している。 ○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。 【具体例】 法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、兼務督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく（封書等の返送先は県）、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な事務となっている。 【具体例】 国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。（都道府県が分担する効果が分からない） ○期限案の内容と同様に、5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。 ○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続上と非効率がをしている。 　法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。 ○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。 　入札業務等事務量が多く、国に対して一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。 ○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保をするのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略で非効率的である。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。 　調査手法で国と都道府県で事務分担（例：1回目の督促の実施は国で2回目が県）が分かれており、回答する法人には分かりにくい。 　当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められていると は言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。 加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 　調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。	平成5年の第１回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。 　平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会（回収した調査票の記載内容に対する照会）業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第１回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第１回の督促を国土交通省で実施することとした。 　事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会（平成5年調査から毎年開催）において、都道府県の関与の在り方について検討する。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
143	○「調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要」との理由に関して、平成30年土地基本調査に関する研究会（第1～3回）議事概要等によれば、調査実務へ都道府県を関与させる以外の回収率確保のための方法が積極的に検討・議論されている様子はない。平成35年調査に向けては、都道府県の関与ありで検討を行うのではなく、まず、国だけの調査では回収率が上がらない原因を検証し、都道府県の関与がなくても回収率を確保できる仕組みづくりをこの研究会で検討した上で、統計法等関係法令での位置づけも含めた調査方法等の根本的な見直し、罰則等も含めた運用の徹底に当たられるべきではないか。 ○「平施経験者等から成る研究会」において、都道府県の関与の在り方について検討する」とするとの回答について、これまでの土地基本調査に関する研究会での検討状況も踏まえ、具体的な目途をお示しいただきたい。なお、「次回調査」に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ」とのことであるが、検討を先延ばしにせずとも過去の調査結果を踏まえて検討をすみやかに開始していただきたい。	－	【愛知県】 調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。 都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。 【埼玉県】 調査対象約49万法人のうち、国が約34万法人（会社法人）、都道府県が約15万法人（宗教法人、学校法人等）を所管している。調査のフロー等は、いずれの法人もほぼ同一であり、国が一括して行う方が効率的である。 事務分担の変更により、法人（会社法人以外）については、調査票の回答先が都道府県から国に変わる。しかしながら、このことが直ちに回収率に影響を与えるとは考えられない。 経過期会及び1回目の督促を国が実施することとしても、一連の業務を行う準備は必要であり、都道府県が行う事務負担は変わらない。	－	－		平成30年土地基本調査に関する研究会（第1～3回）においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。 また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した（平成28年予備調査における国の回収率：約71%、都道府県の回収率：約85%）。 次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。	6【国土交通省】 (18)統計法（平19法53） 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
153	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業における設計変更に当たり、主務大臣との協議を要しない"軽微な変更"の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業に当たって、事業費決定の基礎となる設計を変更する場合、主務大臣との協議を要しない"軽微な変更"の範囲を拡大し、同意を得る必要がある一定の要件を満たす場合は"軽微な変更"と見なされ協議が不要になる。 当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」とされている。 このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。	【制度概要】 道路や砂防設備、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が施行するものについて、国はその事業費の一部を負担する。 国に国庫負担を申請するとき は災害復旧事業の設計書を添付して主務大臣に申請しなければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもので、施工箇所の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないものを指す。 【支障事例】 事業費が高額になる工事においては、事業費がわずか1～2%変動しただけで変更額が1,000万円以上となる。 そのため、河川護岸（ブロック積工）の復旧延長の延伸という単純な工法であっても、事業費が高額になる場合は、変更協議が必要になる。 また、変更協議にあたっては122種類の様式、合計30～40枚程度の資料を添付する必要があり地方自治体に重い負担が生じるほか、国協議等に約3ヶ月分を要するため着工が遅れる。 ※県（本庁所管課）と申請者（県（建設事務所）、市町村）の事前協議：1か月 国（本省）と県（本庁所管課）の協議：2か月	自治体担当者が膨大な変更協議資料を作る労力、費用（超過勤務手当）が軽減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20	国土交通省	長野県	－	北海道、福島県、栃木県、愛知県、鳥取県、甲斐市、山口県、熊本市、大分県	○熊本地震では、これまでの災害に比して復旧事業費が高額となる事業が多く、提案事例と同様のケースが生じた。 　　また、本市が中央市庁に対し道路地に存在していることもあり、協議のために赴く時間や費用も少なからず負担となっており、メール等を用いた事前打合せも可能とするなどして、連絡、報告の頻度を高め、協議の円滑化に努めることができるのではないか。 ○本県においても長野県と同様に事業費が高額となる工事においては、1,000万円以上の変更が頻発し、変更協議による事務量の増や工事着手の遅延等により、被災施設の早期復旧の支障となる。 一方、東日本大震災等で被災した公共土木施設に関する災害復旧事業において、「軽微な変更」となる工事費の増減範囲が決定工事費の3割以内で、かつ、5,000万円以下に拡大されており、この有効性を確認しているところである。 このため、この金額要件緩和の対象事業範囲を拡大することが被災施設の早期復旧に有効であると考える。 ○大規模災害時などにおいては、復旧工事も数多くなり、上限金額が緩和されることにより、自治体担当者の変更協議資料を作る労力、費用（超過勤務手当）が軽減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。 ○本県において現段階では主要はないが、南海トラフ地震が懸念されており、大規模地震時の事務量の低減は大きな課題である。現在、大規模災害時の査定方針では、査定時の効率化を進めていただいており、同様に実施時の効率化もご検討いただきたい。 ○本県では、平成27年9月開業東北新幹線による公共土木施設被害数が県、市町において596箇所にのぼり、うち31箇所において設計変更を実施した。 　設計変更した31箇所のうち、1,000万円を超える工事費の増減が理由で実施したものが7箇所に該当する。 　金額要件の緩和が実施されれば、事務負担の軽減等が図られる。 ○「軽微な変更」として扱われる"工事の程度に変化が無い"わずかな変更の場合でも高額な事業費の場合は変更額が1,000万円以上となる。 　国との協議に時間を要すること、協議が調うまでは変更部分の工事着手が認められないことも等は被災箇所の早期復旧の観点から好まし く無い。	災害復旧事業は、箇所数が膨大であることもあり、その事業実施の適正化のため、国庫負担法施行令第7条の規定により、災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計を変更しようするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 設計変更がした結果、著しく改良的になったり、あるいは十分な復旧効果が得られなくなるようでは、査定をして復旧工法を決定した意味がなくなるため、「軽微な変更」とされる事由は厳密に取り扱われるべきものであることから、現時点で要件を緩和することは困難である。
159	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	道路法施行令第38条による不用物件の管理期間の運用弾力化	すでに道路としての機能・形態を失っている里道（市道認定者）で、道路を構成する敷地等が現用廃止又は区域変更により不用となった場合の管理期間について、 ・沿道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合 ・売却等の処分方針が明確になっている場合 は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないことできるようにしてほしい。	【現状】 本市では、里道も市道として認定しているが、過去に田畑等へ至る道路（車両通行可能な幅員は無い）として機能していたものの、開発や区画整理、道路整備事業により車両の通行が可能な別の道路ができたため廃止され、なかなか道路としての機能・形態がなくなったような里道が存在する。<br　こうした里道について私下行の要望があった場合、当該里道が不用道路数と考えられ、他の行政目的でも使用する予定がない場合には、沿道住民等利害関係者の廃道の同意取得を条件に払下げが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得が確認できた後に市議会で廃道の議決を経て告示を行い、告示から2ヶ月間の管理期間（道路法施行令第38条）経過後に払下げを行っている。 【支障事例】 この管理期間があるために、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、事業者の負担が増え、土地活用や経済活動の妨げになっている。 このため、すでに道路としての機能・形態を失っている里道で、沿道住民等利害関係者に対して廃道の同意取得が完了しており、売却等の処分方針が明確になっている場合については、地方公共団体の判断で管理期間を設けないことできるよう求める。 なお、実務上は沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会で廃道の議決、告示を行っていること、すでに道路としての機能・形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は乏しと考えられる。	道路法で用地買収等に時間を要することが、事業期間の長期化を防ぐことができ、住民にとっても地元用地の活性化（経済活性化、人口増対策）に繋がる。	道路法第92条第1項 道路法施行令第38条	国土交通省	神戸市	－	稲川市、川崎市、海老名市、名古屋市、城陽市、出雲市、熊本市	○本市においても、自動車通行ができない狭と幅員が狭い市道も多いため、年間1、2件程度、市道の用途廃止申請では、払い下げまでの期間が2、3ヶ月ほどであるが、市道の用途廃止申請では、議会提案のため、廃道管理期間の2ヶ月間があるため、払い下げまで半年以上経過することはよくがある。<br　　申請者からは、廃道となる部分に住んでいる現状であるが、路線によっては廃道期間を設けなくても交通に ほとんど影響を与えない場所も多い。 ○都市計画法に基づく開発行為の際に、所有権が開発業者に渡れば、開発申請を受け付けなければ、市町村の売買が速やかに完了し、所有権が開発業者に移れば、申請が早まり、土地の有効活用が早期に行われ、時期によっては市の財源にも寄与する。 ○特に支障は生じていないが、本提案は民有地開発と土地の有効活用の観点からは有効であるとともに、事務処理の効率化にもつながると考える。 ○本市では、道路として機能形態を失っている市道が市内各所で存在しており、そのなかには、民有地の散地の一部として一体利用されている市道も散見される。<br　こうした市道については、売払い要望があった場合、当該市道が不要道路数と考えられ、他の行政目的で使用する予定がない場合、地権者等利害関係者の廃道の同意取得を条件に売払いが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得を確認後、市議会にて当該市道廃道の議決を経て告示を行い、告示後2ヶ月間の管理期間（道路法施行令第38条）経過後、売払いを行っている。<br　2ヶ月という管理期間があることにより、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、地権者等からもひだた苦情をいただくケースがあり、縮に管理期間中に地権者の心情変化により売払いが無くなるケースもある。<br　実務上は、沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会へ廃道の議決、告示を行っていること、既に道路としての機能形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は無意味と考えられる。 ○JRの高速化・複線化事二期事業において、通行に支障のない範囲で市道の一部を西日本旅客鉄道株式会社に譲渡したが、2ヶ月間の管理期間のために、工事に着手出来ないことなっている。<br　国・自治体の補助ともなう公共性の高い事業で、かつ、通行に支障がない範囲での民間廃止についても、道路管理者の判断で管理期間を設けないことができることされたい。	道路法第92条に基づく不用物件の管理期間は、一般交通の用に適切に供されている道路については、公物としての規制を相当に受けるものであるために、ある時点から長期にわたって一般民事上の法律関係に移行することに問題があり、また実際上も他の種類の道路として使用される可能性があることおよび一般通行人の便益を考慮する必要があることから設けられた規定であり、管理期間の設定は必要不可欠である。<br　廃止回復は道路としての機能・形態を失しい道路の場合に支障があるとしているが、道路法に基づく道路は一般公衆による交通の用に供されることが予定され、道路の機能が失われた道路を道路法上の道路として存置することは適当ではないことから、本来、そのような状態に至った場合には道路管理者は速やかに用用廃止の措置を行うことが適当であり、このような速やかな対応が講じられれば、提案事例にある支障は生じないものと考えられる。 また、道路の機能が失われた状態にある道路については、所遊の通り、そもそも道路として存置することが適当ではなく、そのような道路が民用されていることを前提として制度の効力を論じることは不可かと。<br　したがって、道路法第92条に基づく管理期間を不要とすることは受け入れることができない。
185	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の手続きの見直し	生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	【現状】<br　地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。<br　国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間（10月1日～9月30日）前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】<br　計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成29年度分（H27.10.1～H28.9.30）は平成28年3月下旬、平成29年度分（H28.10.1～H29.9.30）は平成29年6月下旬、平成30年度分（H29.10.1～H30.9.30）は9月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。<br　また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀くされるとともに、国からは書類の一部を窓口での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	計画認定手続きが早期化され、事業開始前に認定されることにより、交通事業者において計画に基づく事業としての運行ができ、協議会が策定した計画の実効性が確保されようになる。<br　また、協議会の運営に関し、計画変更等についての適正な協議、手続きができるようになる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第9条・第9条・第10条	国土交通省	岐阜県	－	宮城県、千葉県、岡山県、愛媛県	○本県においても、認定の通知がないまま補助対象期間に突入しており、本来であれば補助事業対象期間に入る前に運行業者に対し県から通知をしなければならないが、国に引きずられる形で県も遅りて通知をせねばならない。 ○本県においても、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生する事例が生じている。認定されることを前提とした協議会運営や国から認定書号をメールやロ頭に確認するという対応をとっているところ。 ○道路の事務処理が実態化しており、不適切な事務管理となりざるを得ないことから、早期手続きを望む。 ○平成30年度から計画策定後の内定通知がなくなったことから、毎年度計画を策定する意義が薄れている。バス事業者の経営不安解消のため、計画開始前の認定及び内定制度の復活をお願いしたい。	生活交通確保維持改善計画の認定については、各都道府県等協議会から提出があり次第、現次審査を行っているところであるが、計画の記載内容（補助金の精算等）の誤りや計画に添付する証明書類等の添付漏れ等が非常に多く散見され、これらの差し替え・修正等を各道府県等協議会に適切に行っていただく必要があり、補助金額を含めた計画全体の認定作業に相当の時間を要しているところである。<br　いただいた提案を踏まえ、国としても認定手続きの迅速化に向けて検討して参るが、各都道府県等協議会においても記載漏れや添付漏れ等が極力発生しないよう一協力をお願いしたい。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
153	大規模災害発生時における河川護岸工事については、復旧延長が長いため、わずかな水勢や地形の変動であっても、変更事業費が高額になるケースがある。これは、災害規模の大きさに起因する問題であり、1次回答にあるように「設計変更をした結果、著しく改良的になったり、あるいは十分な復旧効果が得られなくなる」といった事態は想定されない。 　また、大規模災害時の災害査定においては、査定方針に事前ルールが定められているなど、事務の効率化・簡素化について一定の配慮がなされている。そのような状況を踏まれれば、早期の復旧工事の実現のため、実施段階においても同様に事務の効率化が図られるべきではないか。 　近年、東日本大震災や熊本地震を始めとする広大規模地震、本年7月の西日本豪雨のような豪雨災害が頻発しており、今後も全国で同様の支障事例が生じることが予想される。災害規模に応じた金額要件の緩和を差非とも検討していただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		設計変更の協議を要する金額要件を緩和すれば、工法や構造に影響がでるような重要な変更も「軽微な変更」に含まれる恐れがあり、その変更内容を確認することができなくなる、そのため、十分な復旧効果が得られないなど、事業の適正な実施ができない可能性があるため、本提案は不適当である。 なお、東日本大震災のような大規模災害が発生した際は、災害箇所が特定の地域に集中し、さらに箇所数が膨大になることから、事務の効率化・簡素化を図り、早期の復旧工事を実現するため、被害のあった地域において、特例的に「軽微な変更」の金額要件を緩和することで対応している場合があり、そのことは承知している。	6【国土交通省】 （8）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭26法97） 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。
159	神戸市においては、昭和22年から昭和32年頃にかけて各村を合併した際に、各村の村道路線を市道として認定、区域を定め、供用を開始する旨の告示を行っている。また、各村内道路は、道路法（大正8年4月10日法律第58号）制定時に、村内の多くの里道を、一般の交通の用に供しているとして、村道路線として認定している。 　こうした経緯から、本市では多くの里道が市道として認定されているが、道路整備等の時代の変遷により、機能を失ったと思われるものも存在している。こういった道路は、速やかに供用廃止を行うことが望ましいが、境界が不明確なものやその後の用途が確定していないものが多く、供用廃止にあたって多くの作業や時間を要することを踏まえ、払下げ要望があるものから行っているところである。 　このような実情に鑑み、円滑な供用廃止を進めていくためにも、機能・形態を失っている道路については、管理期間を設けないことができるようにしていただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 不用物件の管理期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		道路法第2条に規定されているとおり、道路法における道路とは「一般交通の用に供する道」であるから、不特定多数の一般大衆の用に供するものであることから、通行人の利便性を確保する必要があり、提案にあるような機能・形態を失い、雑草通行しなくなった道路は法律上前提とされていないことから、そのような道路を放置することを容認したと判断を見直すことは妥当と同様であり、そのような道路は速やかに供用廃止をすることで対応いただきたい。 　また、道路法上の道路は一般交通の用に供する道であることから、特定の近隣住民のみの同意によって直ちに民有地に移行することは適切ではなく、供用廃止及びその公示ののち管理期間において他の道路への利所等を検討したうえで、民有地に移管する必要がある。 　そのため、管理期間を廃止したり条例に委任して短縮を図めることは適切ではない。 さらに、平成20年の地方分権改革推進委員会の第2次勧告に廃止又は条例委任すべき旨盛り込まれているが、その後自治体への調査を行い、それを踏まえて平成21年に自時の管理期間を半分に短縮しているところ。	6【国土交通省】 （13）道路法（昭27法180） （ｉ）不用物件の管理期間（92条1項及び施行令38条）については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握したうえで、その在り方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
185	各都道府県協議会から提出される計画の記載内容に誤り等が多いとのことであるが、毎年のように要綱や様式が変更され、わかりずらいことから、これまでに配布されている記載要領の抜かに手引き書などを示す、あるいは誤解されないよう様式を類似化する、計算式を入力した様式を配布するなどの対応を図られたい。また、協議会の委員の一人として参画しており、計画内容も承知している運輸支局により内容確認がなされるよう連絡窓・連絡支局に指示いただきたい。 　なお、確認作業上、実質的に補助対象期間前の認定が困難なのであれば、要綱改正や計画策定上必要な単価等の通知を早めるとともに、国土交通省内の事務スケジュールの見直しを検討されたい。	－	【愛媛県】 　平成30年度の計画認定については、平成29年9月29日付け通知が、平成30年8月1日付けで到達し、約10か月の遅れが生じたところであり、毎年遅れが常態化していることから、国において制度の根本的な見直しが必要である。	－	【全国知事会】 地方公共団体が補助金を受けるに当たり、補助要綱により計画策定が義務付けられ、大きな事務負担を課せられていることは適当ではない。当該補助要綱による義務付け・枠付けは、廃止又は法律・政令に委任を置くこととすること。また、期日内の適正な事務手続きを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		現在の様式について、補助金の算出に必要な情報のみを記載いただいているところ、これ以上の簡略化は困難であるが、ご意見のあった自動計算される様式の配布については次期計画の検討・策定時期までに検討して参りたい。また、運輸支局等のチェック体制についても、これまで以上に十分な内容確認がされるよう指導して参りたい。 　交付要綱の改正や計画策定上必要な単価等の通知の前倒しについては、次年度の補助の根拠となる政府予算案決定後、速やかに取り組んでいるところ、これ以上要綱改正等のスケジュールを早めることは困難であるが、要綱改正等を行う場合には、これまで以上にわかりやすく丁寧な説明に努めて参りたい。 なお、計画策定の廃止については、本補助金が、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、都道府県協議会等が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しながら、地域の特性・実情に応じた最適な交通手段を確保・維持するために策定する計画に基づいて実施される事業に対して補助するものであることから、廃止することはできない。	6【国土交通省】 （19）地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （ⅱ）地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、平易の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
190	B　地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項ずれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができる軽易な変更の範囲を見直すこと。	地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都度市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。	形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、都道府県の関与が減り市町村の都市計画決定手続が速やかに実施できるようになり、都道府県及び市町村の双方において事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られる。	都市計画法21条2項 施行令14条	国土交通省	福井県	－	川越市、石川県、田原市、城陽市、長瀬県、鳥取県、下関市、徳島市、高松市、福岡県、筑後市、志免町、大分県	○当市においても地区計画の用途制限などにおいて建築基準法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の条項を引用しており、法改正に伴う条項ずれ等による都市計画の変更が生じる可能性がある。 ○市町村が定める地区計画において建築基準法の条項を引用しているが、建築基準法の改正より別表第二に条項ずれが生じたため、これに伴せ、地区計画を都市計画変更している。 実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定する軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって、手続の負担が発生している。 このような変更については、軽易な変更となるよう、政令を変更し、手続きを簡素化できるよう、見直していただきたい。 ○建築基準法等の法改正に伴う無なる条項ずれに対応するための形式的な都市計画変更においても、複数手続きの実施等の手続的負担が市町村にも生じているので、「軽易な変更」の範囲を見直す必要性がある。 ○市が定める地区計画において建築基準法及び放射薬法の条項を引用しているが、法改正による条項ずれに伴い、都市計画の変更が必要となっている。 実態の変更が伴わない形式的な変更だが、都市計画法施行令第14条第3号に規定する軽易な変更に該当しないことから、当該変更にあたり県知事との協議を行う必要があるため、県と市で協議手続の負担が発生している。 ○本市でも、市街地再開発事業において建築基準法の条項を引用している。 ○本町の地区計画においても、建築基準法の条項を引用している箇所があり、今後支障がでる恐れがある。 ○本員においても、提案県と同様の事例が生じており、事務手続きの負担軽減、効率化のため、軽易な変更の範囲の見直しをしてほしい。 ○当市でも同様に、実態の変更が伴わない条項ずれの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しないため、市都市計画審議会を開催し、変更にあたり県知事と複数回協議を行わざる を得ず、都市計画審議会の開催手続きや県と市で行う協議手続事務に対するいらぬ負担感を生じている。こういった形式的な修正については、軽易な変更にあたるものとして知事の同意や協議を不要とすることで、市の都市計画決定手続が速やかに実施できるようにし、市及び県の双方にとって事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られるのと考えます。 ○地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都度市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。 ○地区計画で定めている建築基準法の引用部分において、法改正による条項ずれが生じると、地区計画の変更手続きを行う必要があり、県との協議等、各種手続きが生じている。提案の地方公共団体の支障事例と同様に、実態の変更が伴わず、単に条項ずれの形式的な修正であるため、事務の効率化が図るためにも、協議事項の範囲について見直しを求めたい。 ○本市においても、建築基準法の改正による条項ずれにより、地区計画の変更手続きが必要となっており、地区計画区域内の地権者同意が必要となるなど、事務手続きに時間を要することとなっている。 軽易な変更と、都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、速やかな都市計画手続き及び事務負担の軽減を図る必要がある。 ○本員においてこれまで同様の支障事例はないが、条項ずれ等による都市計画の変更は都市計画に定められている内容を伴い変更する性質のものではなく、当該変更による都道府県知事との同意協議は形式上のものとなる（内容に変更が無いため要望すべき箇所がない）ことから、制度改正の必要性はあるものと考える。 ○提案のとおり、制限の内容に実質的な変更がない場合は、法的に協議不要とされたい。 ○地区計画等に定める建築物等の用途の制限において、建築基準法と整合を図った表現としているが、法令改正によって表現の整理等が行われ、実態的な変更が伴わない形式的な修正である場合においても、都市計画法施行令第14条第1号に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって縦型手続きが必要となる。実態的な変更を伴わない都市計画変更手続きについて、迅速で効率的な行政運営に向けた見直しを求める。 ○条項ずれの改正など直接的に不都合が発生するものでもなく形式的な手続きのみの場合においても、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しない場合は、公告縦覧、都市計画審議会及び都道府県知事との協議等の必要がある。このような議論の余地が無く審議の必要性が低い変更であっても、都市計画審議会委員への負担及び一連の事務が発生するため、軽易な変更の範囲見直しをお願いしたい。 ○平成30年４月１日施行の建築基準法改正による別表第２の項ずれを受け、県内の多くの地区計画において、項ずれに追随するための都市計画変更を行ったが、その全てで知事協議を要したため、県及び県内市町において煩雑な作業が発生した。 ○引用法令の条項ずれによる軽易な変更においても、協議や同意が必要となり、都道府県・市町村双方に手続の負担が生じている。 ○当員においても全く同様の事例が生じており、県と市町村双方の事務負担となっていることから、提案のとおり改善されることが望ましい。	都市計画において引用されている法令の条項は、都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日において有効であったものとして解釈されることから、条項ずれに係る都市計画の修正を意ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではありません。 なお、都市計画を利用する方々への分かりやすさの観点からは、当該都市計画の実質的な変更を行う機会を捉えて、条項ずれを併せて措置していただくことが考えられます。また、実質的な変更を行う機会が想定されない場合には、同様の観点から、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知することも考えられます。
203	B　地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。	本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう了承に達成・督告を行っているところであるが、中には共三連絡・督告を行ったにも関わらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により近傍同種家賃を以て家賃を決定せざるを得ない事もいる。 また、その中にはさか月以上家賃を滞納し、明渡請求を経て退去に至る者もおり、そういった者には家賃を滞納した状態で退方へ転居するケースもある。 このようなケースにおいては、転居先が判明していても、第34条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない、滞納整理を進めるに当たり、退方への調査等に係る費用（旅費や郵送等）や法令手続と滞納整理による回収額の目途が立たないことから、費用対効果の見通しが立たず、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。	調査結果に基づき、当該債権を徴収するか放棄するかが分類でき、相手方の生活状況に合った債権管理業務が執行できる。このことで滞納額の圧縮が見込め、債権が適正に管理されると同時に、生活困窮者には生活再建のために必要な措置を講じることが可能となる。 また、無益な法的措置を防ぐことで、自治体は法的措置に係る費用を効果的に執行でき、かつ業務効率化を図ることができる。	公営住宅法第34条	総務省、国土交通省	西川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市	－	いわき市、静岡県、神戸市、尼崎市	○当市において、退去後に滞納がある事案について、収入申告が未提出の者について、現在の収入状況が把握できない状況である。また、収入申告が未提出の者は就労先等も不明であるため、債権管理の手続時等、滞納整理業務において支障が生じている。収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大することができれば、債権回収率向上に資することができる。 ○本市においても、家賃を滞納し退方へ転居するケースがある。市営住宅入居者については住所等者向けの住宅となっていることから債権回収の見通しを立てるためにも収入状況の把握が必要となる。 ○本市においては、公営住宅法第34条の適用範囲について明確な基準が示されておらず、提案市と同様の支障が生じており、退去者についても調査権限が生じれば、徴収実務上して有益であると考えられる。 ○本市においても、滞納された住宅家賃の回収に苦慮しており、仮に本提案のとおり、債権回収業務においても課税台帳等を参照することができれば、より効果的・効率的な滞納整理を行うことができると考えている。 ○公営住宅法において、入居者に対する収入状況の報告の請求等の定めがあるが、退去滞納者に対する調査権までは明記されていない。公営住宅における退去滞納者に対する債権回収は、慈悲事項であり、その債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。	○公営住宅法（以下「法」という。）は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律であるため、家賃は入居者の収入に応じて決定することとするとともに、入居者の事情に応じた家賃・敷金の減免措置や高額所得者に対する明渡し請求等の規定を整備しているところ。 ○これらの規定を適正に運用するためには入居者の収入を把握する必要があるため、入居者の収入を毎年度事業主体に申告させることしているが、入居者からの収入申告に全て全幅なことは最後の申告を読取するおそれがあるし、そのため、事業主体が収入申告の真偽を調査する手立てを整備することで収入申告の正確性を担保することとしたのが法第34条の趣旨である。 ○このように法第34条の趣旨を踏まえると、同条の規定による収入調査の対象は、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」という法の目的の下に整備された規定の運用に必要な範囲に留るべきであり、法の目的と無関係な滞納整理業務の効率化という観点から法第34条の規定による収入調査の範囲を拡大することは困難である。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
190	○都道府県知事の同意・協議を不要とすることができない理由をご説明いただきたい。 ○都市計画そのものの効力に影響を及ぼさない変更について、当該都市計画の実質的な変更を行う機会に伴せて措置を行う、もしくは、実質的な変更を行う機会が想定されない場合には、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知するとあるが、その旨を通知等の文書によってお示しいただきたい。	－	－	－	【全国知事会】 所管省は条項ずれによる都市計画の変更という形式上の変更については、他の実質的な変更と併せて行えば良いかのような見解を示しているが、同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、法令改正に伴う条項ずれによる都市計画の変更は都道府県知事との協議が不要であることを明確化すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		1次回答で示したとおり、都市計画において引用されている法令の条項は、都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日において有効であったものとして解釈されることから、条項ずれに係る都市計画の修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではない。 一方、都市計画を利用する方々への分かりやすさの観点からは、当該都市計画の実質的な変更を行う機会を捉えて条項ずれを容せて措置していただくことが考えられる。また、実質的な変更を行うことが想定されない場合には、同様の観点から、告示している都市計画において条項ずれが生じていることを周知することも考えられる。 こうした運用も考えられることを自治体に対して事務連絡で周知する。	6【国土交通省】 （16）都市計画法（昭43法100） （ⅰ）法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないこと、地方公共団体に2018年度中に通知する。
203	○公営住宅は住宅セーフティネットの根幹として、住宅困窮者に対し低廉な家賃で提供される住宅である。この制度の要である家賃算定や減免・徴収猶予、収入超過者・高額所得者の決定等を適切に行うためには収入申告の正確性を担保する必要があり、故に法34条の調査権限があるという点は、国土交通省の回答のとおりと認識している。 ○その うえで法の目的の達成のために公営住宅を長期的に安定供給するためには自主財源を適正に確保する必要がある。そのためには過去した者も含め、公営住宅が分的給付の側面をもつ（市場家賃と負担能力に応じた負担額の差額は、国や事業主体が補填している）との考えのもと、能力に応じて公平に賃用負担される必要がある。この部分が揺らげば公営住宅の運営のために年々赤字補填額が増加し、公営住宅の保有が自治体財政上のリスクになり、今以上に改善や更新が進まなくなる懸念がある。 ○公平性の確保のためには様々の負担能力を適切に把握する必要があるが、現行制度では家賃等を滞納した過去者の負担能力を調べる術がなく、悪質な滞納者に対する裁判手続き経た強制徴収の実現にも必要な情報が得られず、対応に苦慮している。特に滞納が長期化している者については、事業主体の権自にも一切応じず、法的措置を起こしても反応がないため、そこから先の事務手続に進めないといった支障があるのが実情である。 ○よって、「滞納整理業務と法の目的は無関係」ではなく、使用者間の公平性の確保により自主財源が適正に確保されることで公営住宅制度が安定し、住宅セーフティネットの更なる充実が図られるための提案である旨を御理解いただきたい。	― 【静岡県】 公営住宅には、入居資格の審査、入居者の収入の把握・家賃決定、収入超過者・高額所得者に対する措置、家賃滞納指導などの民間住宅にない業務を行なうが、財源である家賃制度は民間準ず家賃をベースに設計が行なわれており、必要な手当てがなされていない。 このため業務の効率化の観点から、法第34条の規定の収入調査の範囲を拡大することは必要と考える。また、その対応が困難な場合は、滞納債権回収を効率的に進めるため、公営住宅の滞納債権を強制執行できる機構（公債権）として扱えるなど対応を願いたい。 【神戸市】 たしかに、公営住宅法第1条にある「この法律の目的」には、「低額所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」と明記している。 しかし、使用料徴収の回収に困難が生じ、事業の運営に支障をきたすことは、低廉な住戸の供給するという目的を継続するにあたり、妨げになってしまう。 したがって、滞納整理業務の効率化は、法の趣旨とは無関係とは言えないのではないか。 機構債権のための調査権の付与について検討をいただきたい。	－	【全国市長会】 慎重に検討されたい。		○滞納整理業務を効率化して公営住宅運営の安定性を確保したいという趣旨は理解するものの、公営住宅制度は低額所得者の居住の安定を確保するためのものであることから強制徴収の規定を設けておらず、よって滞納整理のための財産調査権を付与することは困難である。 ○このため、公営住宅法第34条の収入調査権は、低額所得者のセーフティネットである公営住宅制度の適正な運用において、家賃決定等に当たり必要不可欠な入居者の収入の的確な把握のために用いるという調査を超えられるものでないことは下次回答のとおり。 ○なお、家賃滞納者に対しては、入居中に的確な対応をとることが望ましく、その留意点について、「公営住宅管理の適正な執行について」（平成30年2月23日付付国住備第180号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）において示しているので参考にされたい。	6【国土交通省】 （11）公営住宅法（昭26法193） 家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の調査等（34条）の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2019年中に周知する。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
204	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和	建築基準法第97条の2により限定特定行政庁が置くことができる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることで、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。	本市は、建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁として、長期優良住宅建築等計画と連動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の良質な認定住宅の促進、至りこと地震正化計画と連動した既住建築によるコンパクトシティの推進などの施策展開を実施しているとともに、住民に身近な違反建築物の指導・建築相談を実施しており、都道府県が行う場合と比較して短期間で迅速な対応を行うなど、住民にとって身近な建築行政を実現を図っている。 しかし、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者が４名しかおらず、いずれも中高年の職員で、かつ２名が兼務の建築開発業務に従事しているため、建築主事として任命されているのは２名のみで、今後の存続が危ぶまれる状況にある。 地方では一級建築士資格を要する専門４限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相応の時間を要する。	今後、限定特定行政庁として存続が困難となると、地域の特性に沿ったまちづくり及び住民に身近な建築行政の実現の支障となり、特に、今後、民治の規制緩和に伴い、全国的に建築相談等が増大することが見込まれる。限定特定行政庁及びその行政庁が置く建築主事の権限の範囲は、二級建築士の業務の範疇であることも踏み、建築行政の安全性が損なわれない範囲内で、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和することで、建築主事の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となる。	建築基準法第5条	国土交通省	狭川市	－	須賀川市、みどり市、松浦市	○本市においても、建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁として建築行政を行っているところであります。 しかしながら、建築基準適合判定資格者である者は3名しかおらず、提案団体と同様人材育成に苦慮しています。 ○本市においても、同様の問題が発生しており、建築主事の確保には苦慮している状況にある（現在、建築主事１名で対応）。また、現在の建築適合判定資格者検定の試験内容に関しても、建築主事の総合に関する試験内容であり、一部限定的な業務を行う限定特定行政庁の職員においては、業務と乖離した試験内容であることも、資格確保の妨げになっているように思われる。以上のことから、今回の受検資格要件の緩和に限らず、限定特定行政庁の建築主事の業務内容に即した建築適合判定資格者検定試験および資格（限定建築主事資格等）を創設することで、限定特定行政庁の業務内容に沿った建築主事（限定建築主事）を配置し、これをもって建築主事の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となると考える。 ○本市も限定特定行政庁であるが、一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者は２名しかおらず、建築主事として任命されているのは２名のみであり、今後の存続が危ぶまれる状況にある。２級建築士資格者に対象を拡大することで、限定特定行政庁の存続の危機が回避される可能性が生まれる。またそれにより若手職員の勉強ヒントが得られ、適切な建築行政が実施できる。 ○本市では、平成28年10月より建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁を開設した。開設するにあたり、職員に建築基準適合判定資格者が居なかったため、外部から資格者２名を任期付職員として採用を行った。現在は、建築主事３名（うち任期付職員２名）、１級建築士１名の計４名の組織体制であるが、敬年のうちに任期付職員の任期切れとなる。限定特定行政庁の開設以来、毎年建築基準適合判定資格者又は１級建築士の職員募集を行っているが、採用すると応っていない。指定確認検査機関や建設業者との技術者採用の競合もあり、地方公共団体において安定的な採用は困難である。 ○緩和を限定特定行政庁職員に限定するのが等課題は多いと思われるが、年々１級建築士の取得が困難になっているなかで、県内の限定特定行政庁(10市)が、資格者の維持について苦慮していることは承知している。個々の限定特定行政庁の判断によるが、要件緩和により安定的な執行が可能になるのであれば、無として断けるものではないと考える。	○建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が建築基準法第6条第１項の建築基準関係規定に適合するどうかを判定するために必要な知識及び経験についてを行うもので、受検資格として、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第7条の16第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、２年以上の実務経験を有すること を要件とている。 ○二級建築士試験は、高等学校における正規の建築に関する課程において修得する程度の基本的知識や、これを用いて通常の木造の建築物や簡単な鉄筋コンクリート造等の建築物の設計及びエ事監理を行う能力を判定することとされており（建築士法施行規則第12条第１項）、一級建築士試験で問われる内容（同規則第11条）とは異なり出題範囲が限定されていることから、二級建築士が建築基準法など関連法令を含めて、全ての知識や技術基準等を網羅的に習得しているわけではない。 ○限定特定行政庁の建築主事が確認審査を行える建築物の範囲は建築基準法第6条第１項第４号に掲げる建築物であり（建築基準法第97条の２第１項、同法施行令第146条第１項）、二級建築士が設計等が行うことができる規模の建築物（建築士法第３条～第３条の３）の範囲内となっているが、当該規模の建築物であっても、設計に用いる技術基準が二級建築士の修得している技術基準の範囲内である必要はなく、不静定の構造を用いたり、免震構造を用いる等のより高度な、一級建築士が修得している技術基準を用いた設計に係る建築物の確認申請が行われる可能性がある。 ○このような確認申請が行われた場合に、建築士事が二級建築士として の知識や技能しか持たない者であるとすると、一級建築士が修得している技術基準等を持っていないことから、当該建築物が建築基準関係規定に適合するかどうか正確に判断をすることが困難となる。 ○また、建築主事は、申請手続き上の形式がない場合には、確認申請を拒否することができないにもかかわらず、一方では、建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断することができないことを理由に、実質的には確認申請を拒否したり、本来の技量のまま で、不適合なものを建築基準に適合すると判断した結果、危険な建築物が建築されるという恐れが生じる可能性がある。 ○以上のことから、限定特定行政庁の建築主事となる場合であっても、二級建築士試験に合格した者が建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることはできない。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
204	○確認審査業務の観点における一次回答の指摘について否定するものではありません。 ○しかしながら、平成10年の建築基準法改正から約20年を経過し、民間の指定検査機関が勇躍総で確認申請・検査業務を行うことになった成果が表し、限定特定行政庁の建築基準法における建築主事の役割が民間にシフトしたと捉えられます（全国的にも同様）。本市においては、平成29年度の建築確認申請数は全申請数の約1%強と減少が進んでおります。限定特定行政庁の業務自体が変化したと考えます。 ○現在は、長期優良住宅普及促進法、建築物省エネ法、低炭素化法、建設リサイクル法等の、建築基準法以外に限定特定行政庁に移譲されている業務や市民からの住宅建築相談、指導が業務となっており、これを基に市域に向った住宅政策を行っています。今後も地方の限定特定行政庁が建築基準法以外に移譲されている業務を安定的に継続できるよう、本市が抱える具体的な支障事例や制度改正による効果が得られるよう提案を行った旨を、より大局的な視点で御理解いただけたらと考えます。 ○また、一級建築士が習得している技術基準と建築基準適合判定に必要な技術基準が必ずしも同一であるとは言えます。二級建築士でも、建築基準適合判定資格試験に合格していれば建築主事に必要な知識や技術基準は備えていると判断でき、一級建築士が資格要件であり必要に疑問を感じます。	–	–	–	【全国市長会】 慎重に検討されたい。		○建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行うもので、受検資格として、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第1項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、2年以上の実務経験を有することを要件としている。 ○二級建築士試験は、高等学校における正規の建築に関する課程において修得する程度の基本的知識や、これを用いて通常の木造の建築物や簡単な鉄筋コンクリート造等の建築物の設計及び工事監理を行う能力を判定することとされており（建築士法施行規則第12条第1項）、一級建築士試験で問われる内容（同規則第11条）とは異なり出題範囲が限定されていることから、二級建築士が建築基準法など関連法令を含めて、全ての知識や技術基準等を網羅的に習得しているわけではない。 ○限定特定行政庁の建築主事が確認審査を行える建築物の範囲は建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物であり（建築基準法第97条の2第1項、同法施行令第148条第1項）、二級建築士が設計等が行うことができる規模の建築物（建築士法第3条～第3条の3）の範囲内となっているが、当該規模の建築物であっても、設計に用いる技術基準が二級建築士の修得している技術基準の範囲内である必要はなく、不静定の構造を用いたり、免震構造を用いる等のより高度な、一級建築士が修得している技術基準を用いた設計に係る建築物の確認申請が行われる可能性がある。 ○このような確認申請が行われた場合に、建築主事が二級建築士としての知識や技能しか持たない者であるとすると、一級建築士が修得している技術基準等を持っていないことから、当該建築物が建築基準関係規定に適合するかどうか正確に判断をすることが困難となる。 ○また、建築主事は、申請手続き上の瑕疵がない場合には、確認申請を拒否することができないにもかかわらず、一方では、建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断することができないことを理由に、実質的には確認申請を拒否しながら、未熟な技量のままで、不適合なものを建築基準に適合すると判断した結果、危険な建築物が建築されるという恐れが生じる可能性がある。 ○以上のことから、限定特定行政庁の建築主事となる場合であっても、二級建築士試験に合格した者が建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることはできない。	–

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
225	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外郭に再委託している事務は国が一括して外郭委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、都道府県への法定受託事務としているが、経費及び事務手続の面で非効率である。 【具体例】 ・都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を国から受けて、その内部全業者に再委託することになる。 ・調査方法の疑問等、県委託業者から受けた質問について、県は国に対応の確認をしており、国の指示がないと調査が進行しない。 ・都道府県、国において それぞれが、外郭委託を行っているが、国が一括で外郭委託を行えば、これらの事務が省略で効率的である。 ・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県が実施することとなっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。 （都道府県業務） 都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、宛先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理（システム入力）等 （国土交通省業務） 会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等	調査実施に係る行政コストの効率化、調査対象法人からの問合せに素早く対応される等の国民利便性の向上等が図られる。	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	栃木県、福島県、群馬県	－	北海道、青森県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、熊本県、大分県、九州地方知事会	○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が集生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。 国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。 当該体の場合、対象の発生が当団体となっていることから、事任の事務担当者が居ない規模の非教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。 ○都道府県事務は、事例調査（都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備）のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化 【支障事例】 5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい（県の本来業務に支障が生じかねない） 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先がなかなかに分かりにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先（民間事業者）→国交省という流れで送付されるが、郵便送料がかかるため経費のムダが生じる。 国から県への支託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。 ○国は「会社法人以外の調査を外郭委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外郭委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。 当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられた、調査票の受付整理や未提出法人への督促等の行政事務が実施しやすい合理的な理由が見当たらない。 調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○(支障事例) （1）都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 （2）国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 （3）調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 （1）国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。 （2）再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。 （3）督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。 ○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。 【具体例】 法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、来書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく（封書等の返送先は県）、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な事務となっている。 【具体例】 国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。（都道府県が介在する効果が分からない） ○本県においても提案自治体と同様の支障事例が発生しており、解消するためには制度改正の必要性がある。 ○　本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。 法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。 ○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障を きたす恐れがある。 入札業務等事務量が多く、国において一括して外郭委託をにこなうほうが効率的である。 ○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保をするのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外郭委託を行えば、全都道府県の事務を省略で効率的である。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。 調査手法で国と都道府県で事務分担（例：1回目の督促の実施は国で2回目が県）が分かれており、回答する法人には分かりにくい。 当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのために人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、人件、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。 加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。	
257	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。 このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（即ち、受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする」ではないことの証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門外の分野であると考え等由に診断を断られる事例が発生している。 その他、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否の問い合わせ等、登録申請書類のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。 健康診断書については、口述試験において、通訳案内の現場で必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることに鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。 また、履歴書については、登録事務、または手続以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。 以上のことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くなど制度の見直しを求める。	通訳案内士登録に係る書類を削減することにより、申請者の受診・診断書の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減するとともに、登録業務に係る書類の確認を行う地方公共団体職員の負担を軽減することができる。	通訳案内士法施行規則第16条第2項	国土交通省	関西広域連合	－	長野県、愛媛県、福岡県、大分県	○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、本人が国と同様の支障事例がある。 健康診断書については、精神科等での受診の要否等の問合せの多さや、診断書発行費用がかかることを踏まえると、提出は、申請者にとって負担になっている事項であると考えられる。 ただし、健康診断書の提出は、通訳案内士法施行規則第17条の規定を証明する手段となっており、負担軽減のために提出不要と判断することは検討が必要である。 なお、履歴書については、現由が不明確なまま提出を求めている状況であり、徴求理由が明確にならない限り、提出は不要と考える。 ○現実に記載のとおり、現場で必要なコミュニケーションを図る実践的な能力があると判断されているのであれば、登録時の医師の診断書の必要性はないと考えている。実際に、「改めて医師への診断を求めるのは大変で、直近の健康診断書の診断結果を使いたい」という問い合わせも何件か受けている。履歴書に関しても登録事務の際も、その後も使用することはなく、提出の理由が不明確である。 ○健康診断書について、問合せが多くあることは事実である。口述試験でコミュニケーション能力は十分判定することができ、規則第17条の該当の有無を判断することも可能であると考える。 また、履歴書についても作成に時間を要するとと、用途が不明確である。両書類を提出不要とすれば申請者の負担減、問合せ数も減となり、それによる問題も発生しないと思われる。 ○本県でも、健康診断書について同様の問い合わせが寄せられており、また、履歴書についても登録事務以降は使用していないことから、制度改正を求めることに賛同する。	全国通訳案内士の登録手続きに当たっては、申請者が、通訳案内士法第21条第1項、同法施行規則第17条に規定する登録拒否要件に該当しないか確認を行う必要があり、その確認に当たっては、申請者に対して健康診断書の提出を求めることにより、都道府県が迅速に処理することを可能としている。 また、責任体が現実する全国通訳案内士試験での確認については、当該試験は必要な知識や能力を有するか判定することを目的として行うものであり、受験者の心身障害について専門的な知識を有さない試験委員が判断することは難しい。 さらに、全国通訳案内士試験合格者は、必ずしも合格後直ちに全国通訳案内士の登録手続きを執らない場合もあることから、当該確認行為は、手続時に健康診断書の提出をもって行うことが必要最小限の適切な方法である。 履歴書についても、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として求めているものであり、当該確認行為は、健康診断書と同様、登録手続き時において行うことが適切であると考える。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
225	都道府県が担当する「会社法人以外の法人」の中には、市・町等が所管し、長と関係性が低い法人も含まれている。県の調査担当課が調査にかかわることで、調査票の回収率をよけることに貢献できているのが疑問である。また、調査対象法人から質問があった場合、委託事業者一覧→国と確認することになり、時間を要することから、調査票回収に悪影響を及ぼすことも懸念される。 8月から本格的に調査が開始されたが、システムが当初想定通りに動かず混乱が生じており、同一覧→委託事業者間のやり取りも煩雑となっている。 調査対象法人及び都道府県双方に負担のない効率的な調査方法となるよう見直しをお願いしたい。	－	【愛知県】 調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これを変更することで回収率が下がるとは考え難い。 都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。	－	－		平成30年土地基本調査に関する研究会（第1～3回）においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。 また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した（平成28年予備調査における国の回収率：約71%、都道府県の回収率：約80%）。 次回調査における都道府県の関与のあり方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。	6【国土交通省】 （18）統計法（平19法53） 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
257	健康診断書について、申請者からは、通訳案内士の業務内容が分からないため医師から診断を拒否されたとの声が実際に届いているところ、また、通訳案内士法施行規則第17条に「通訳案内の業務を適正に行うに当たって」とあることから、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、業務遂行の可否を判断するに当たっての助けとなるガイドラインの作成など、適切な措置を求める。 履歴書については、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として履歴書を提出させることが通訳案内士法に明記されておらず、内閣府が募集した追加共同提案団体の意見からも、青年の意欲が自治体に伝わっていない可能性がある。また、資格欄のない履歴書により登録を申請する申請者が多いことから、履歴書の提出により第4条の欠格事由に該当するかどうかの判断ができないため、関西広域連合では別途欠格事由に該当しない旨の宣誓書の提出を求めている。 また、個人情報保護の観点からも、欠格事由に該当しないことを確認すればよく、学歴や職歴等の不要な個人情報を収集することとなる履歴書の提出は望ましいものではないと考える。 さらに、平成30年1月4日付の観光資源課長通知文（観観資343号）では、日本国籍を有さない者の欠格事由に該当しないことの確認方法として、原則、申請者本人に欠格条項に該当しない旨の誓約書を提出させる方法をもってすることとすると定めている。 こうしたことから、履歴書に代えて、関西広域連合で使用している欠格事由に該当しないことの宣言書を提出させることを求める。 以上の2点について、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点から再検討をお願いしたい。	有	－	－	－		健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、かつ業務の遂行の可否について容易に判断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討を行う。 また、履歴書についても、他の制度における申請時の添付書類を踏まえ、履歴書から宣誓書等に見直す方向で検討を行う。	6【国土交通省】 （4）通訳案内士法（昭24法210） 通訳案内士の登録申請時の添付書類（施行規則16条2項）については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
265	Ｂ　地方に対する規制緩和	土木・建築	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引業法施行規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士証の記載事項の⑤、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。	本来としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場である、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士において、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方（特に女性の方）の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格（建築士、弁護士等）において、旧姓の使用が認められている状況を鑑みると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。	宅地建物取引士として活躍する方（特に女性の方）の改姓によるキャリアの分断が避けられ、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大につながる。	宅地建物取引業法施行規則第14条の10、第14条の11	国土交通省	岩手県、二戸市、岩手町	－	福井市、大阪府	○本市において、「あらゆる分野における女性の活躍」を目指し、各種事業に取り組んでおり、個別の事業に限らず、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大に繋がる制度見直し等は進めていく必要があると考える。 ○当団体においても、頻度としてそれほど多いわけではないが、旧姓使用に関する要望が寄せられることがある。なお、回答、改姓のいずれであっても、消費者保護の観点から、従事先の業務内において、使用を統一することが望ましい。	宅地建物取引業法第35条第４項では、宅地建物取引士は、重要事項説明をするときは、説明の相手方に対し、宅地建物取引士証を提示しなければならないとされている。 これは、都道府県に登録されている宅地建物取引士の本人情報等に照らして宅地建物取引士証に記載されている情報の真正性がある旨を確保しながら、買主等の消費者に対してこれを必ず提示させることで、宅地建物取引士でない者が重要事項を説明することやその名義貸しを防止するためのものである。 このため、旧姓使用を認めるに当たっては、買主等の消費者保護の観点から、都道府県に登録等を申請する際の内容を見直す必要がありますが、都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、検討する。
287	Ｂ　地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	国交省が6年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の部分で事務を行うとされている。 （都道府県） ・活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促（2回目・3回目）、調査票の回収・受付（形式審査）、データ入力 （国土交通省） ・活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務 （支障事例） ・民間企業へ委託して実施する継続事務についても、国が事務を行うこととされている事務もあれば、都道府県が事務を行うことされている事務もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要があり非効率となっている。 ・都道府県が個片的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。 （非効率となっている具体例） 別紙のとおり （調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例） 別紙のとおり	行政の効率化や調査対象法人の調査における利便性の向上等が図られる。	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案（事務局：大分県） 【添付資料】 非効率となっている具体例（法人土地・建物）	北海道、青森県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、鳥取県、岡山県、高知県	○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、事務の効率化が図れる。 　国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。 　当団体の場合、財務の発先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の所轄法人から様々な質問が京都府に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなどご度手間が発生する。 ○都道府県事務は、事前調査（都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備）のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化 【支障事例】 　5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい（県の本来業務に支障が生じかねない） 　調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 　国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先（民間事業者）→国交省という流れで送付されるが、郵度送料がかかるため経費のムダが生じる。 　国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費節減を図ることができる。 　当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 　「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付登録や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。 　調査方法について、国が調査票を発送するが、受付付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○【支障事例】 （1）都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 （2）国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 （3）調査向で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 （1）国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。 （2）再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。 （3）督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。 ○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。 【具体例】 法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、薬書督促を国で、対書・電話督促を県がやることになりわかりづらく（対書等の返送先は県）、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な事務となっている。 【具体例】 国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。（都道府県が介在する効果が分からない） ○5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国から予算も届かれていることから、委託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。 ○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。 　法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。 　調査手法で国と都道府県で事務分担（例：1回目の督促の実施は国で2回目が県）が分かれており、回答する法人には分かりにくい。 　当該調査が年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が図られているとは言えず、その事務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 　調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。	平成5年の第１回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る名簿整備、調査票の回収及び督促業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。 　平成30年調査における都道府県委託業務は、平成25年調査時に最も負担が大きかった疑義照会（回収した調査票の記載内容に対する照会）業務を国土交通省が実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第１回から第3回までの督促をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第１回の督促を国土交通省で実施することとした。 　事務分担の変更は、調査票回収率への影響も懸念されるものの、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設けた学識経験者等から成る研究会（平成5年調査から毎年開催）において、都道府県の関与の在り方について検討する。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
265	本提案を検討するに当たって、都道府県に登録等を申請する際の内容を見直す必要が生ずるとの回答をいただいているが、具体的にどのような点を見直す必要があるのか御教示いただきたい。 なお、本提案は、男女共同参画の推進と女性の活躍支援に資するものであり、他の多くの国家資格（建築士、弁護士等）において、旧姓の使用が認められている状況を鑑み、前向きに検討されたい。	－	－	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		宅地建物取引士証に記載されている情報の真正性を確保する観点から、使用する旧姓に係る申請内容や申請方法等について検討する必要があると考えている。都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、提案団体のご意見等も参考にしながら検討して参りたい。	6【国土交通省】 （12）宅地建物取引業法（昭27法176） 宅地建物取引士証の記載事項（施行規則14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
287	1 調査体制に係る国交省の基本的な認識について 国交省の今回の回答において事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられる」とあるが、都道府県の関与と回収率との間にどのような関係があるのかについては明らかにされていない。回収率の向上を理由とするのであれば、補足資料③に掲げる点を踏まえながら、その判断の根拠を具体的に示してほしい。 2 国土交通省内部及び学識経験者等から成る研究会での検討の方向性及びスケジュールについて 第三者である研究会においては、「都道府県の関与あり方」として事務分担のあり方だけを議論するのではなく、1で前述したとおり都道府県の関与と調査票回収率との間の関係」について国交省の認識・判断が正しいかどうかをデータに基づいて検証し、客観的に議論すべきである。この点について、国交省の考えを示して頂いて。 また、各都道府県においては、次回調査における法人名簿整備を2022 年度に実施することになるため、予算要求の準備を2021 年7 月頃から着手する必要がある。都道府県の予算措置に間に合うよう、国交省・研究会における検討の大まかなスケジュールを示して頂いて。	有	【愛知県】 調査票の回収時における国と県の現行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。 都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示せないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。	－	－		平成30年土地基本調査に関する研究会（第1～3回）においては、国と都道府県の事務分担の見直しのほか、「調査票」の構成・デザイン改善などの回収率確保に関する議論を行った。 また、平成30年調査は、平成28年に実施した予備調査における国と都道府県の事務分担に応じた督促と回収率の傾向について検証を行い、その結果を踏まえて、国と都道府県の事務分担を決定した（平成28年予備調査における国の回収率：約71％、都道府県の回収率：約85％）。 次回調査における都道府県の関与の在り方については、今回の調査に伴う回収率等の結果を踏まえたうえで、次回調査に向けた研究会等に向けて、事務の効率化のための見直しの方向性を整理する。	6【国土交通省】 （18）統計法（平19法53） 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な信頼性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、法務事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
289	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域の実情に応じて コミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築	人口減少等の進展により、地域公共交通として 重要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のままの補助的かつ「例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を 規制的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。	区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として重要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のままの補助的かつ「例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を規制的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築する。 見直すべき規制等に関する支障事例は別紙のとおり。	コミュニティバス等の制度上の位置付けを見直し、地域の実情に合った地域公共交通を円滑に導入することによって、地域公共交通の充実が図られ、地域住民の利便性が向上する。 また、利便性が向上することで、さらに地域公共交通利用者増加が期待され、地域公共交通の維持・確保につながる。	・道路運送法第78条 ・道路運送法施行規則第3条の3 ・道路運送法施行規則第4条 ・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について（平成30年2月30日自動車局長通知）」 ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成30年3月30日自動車局長通知）」 ・「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について（平成27年3月30日自動車局長通知）」 ・「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて（平成28年3月31日自動車局長通知）」 ・道路運送法第3条第1項第1号 ・道路運送法第9条の2 ・「一般貨切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（平成26年3月26日自動車局長通知）」 ・都市計画法第29条第1項第3号 ・都市計画法施行令第21条第1項第6号	国土交通省	全国知事会、全国市長会、全国町村会	別紙あり	山形市、塩谷町、本庄市、大野市、山陽市、宮都市、池田市、島原市、島根県、愛媛県、宮崎市、十日町市	○タクシー事業者、鉄道駅がない当町において、公共交通機関は、主要道を走る路線バスのみで、ほとんどの地域が交通空白地である。 そのため、交通空白地輸送を検討しているが、一般路線バスと重複した運行ルート等があり導入に苦慮している。 交通空白地の解消や、利便制緩和するなど地域の実情に応じた制度改正を望む。 ○人口減少や高齢化等の影響により、公共交通に関する住民ニーズは多様化しているため、民間の交通事業者だけでは対応できなくなってきている。そのような状況から行政が運営するコミュニティバスや福祉等の有償運送に関する規制緩和や対象事業の拡大に関する制度改正が必要である。ただし、制度改正に伴い交通事業者の収益に悪影響を及ぼす可能性があるため、その点には十分配慮することが大切である。 ○当市は、北東から南西にかけて細長い地形をしており、町等の境の南西部では500m級の山々が連なる山間部となっています。 現在当市では、3事業者3路線の民間バスが運行しておりますが、全て北東～南西の「縦方向」に運行する路線となっています。そのため、横方向への移動が困難であるため、路線バスを補完するために区域運行型のデマンドバスを市内4区域で運行しています。 しかしこのデマンドバスはあくまでも路線バスを補完する役割を担っているのみで、路線バスに代替するものではありません。そのため、比較的短距離の移動には、デマンドバスューで足りますが、長に近くを通り、市を縦断する場合で、路線バスの停留所が近くに無い場合は、デマンドバスから路線バスに乗り換える必要が出てきます。 市としては、民間路線バスの事業者と共に市内公共交通を確保・維持していくために路線バス・デマンドバスの相互で使える最適地域等における少量貨物の有償運送に関する制度の導入を求めていますが、市民からは、市の予算を使ってなぜ利便性の低いバスを走らせているのかという反単も上がっています。 コミュニティバスの導入に関するガイドラインで民業圧迫しないよう求められていますが、「路線経合の限定・定量について見直しを行い、地域の特性に応じた地域交通の導入が図られるよう」制度を改意していただきたいと思います。 ○自家用有償運送が「交通空白」に範囲を限定されていることから、「交通空白」の区域外にある病院や商店に直接移動できないのは不便と、地域住民から意見を聞いている。 制度の構築にあたっては、既存の事業者の経営への影響も考慮する必要がある。 ○一般乗合旅客自動車運送事業による公共の足（本来の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には「自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて（国自旅第412号 国自貨第172号平成28年3月31日）」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係る一二等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を徴取し、判断することとなっている。 現在、本庶内の町において、バス事業の生産性向上のため町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社（一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社）それぞれからも支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。 ○中山間地では、市街地に比べ、少子高齢化による人口減少が顕著となっている。 併せて、路線バス利用者も減少しており、赤字運行が常態化している路線が年々増え続ける一方で、バス事業者においては赤字運行となっている路線の減便や運行廃止等の見直しが進められている。 市としては、地域住民の生活交通としての移動手段確保、交通空白地の解消として、市営バスや予約型乗合タクシーによる代替措置を行っているものの、運転手不足・高齢化などにより事業受託者の確保や運行財源の確保が厳しい状況である。 市内各地で民間施設等が運行している無料送迎バスは、貸切バスとしての運行となっており、地域と当該施設間のみの運行となっている。有償かつ当該施設以外の運行を行う場合、一般乗合旅客運送事業の許可が必要となるうえ、既存の路線バスとの競合という問題もあることから、導入が厳しい状況である。 運転手不足、交通空白地を解消するために民間施設等が運行している無料送迎バスについて、地域の実情に合わせた一般乗合旅客運送事業として許可される制度改正を望む。 路線バスの運行廃止となる地域において、代替手段として市営バス等の整備を進める際に「路線競合」が問題となっている。 山間地域から市街地まで運行する場合において、路線バス経路と重複する部分については、乗客の奪い合いになる「路線競合」に当たるとして、バス事業者やタクシー事業者からの了解が得られない。路線競合の解消策として、結節点による乗り継ぎがあるが、そもそも市営バスや予約型乗合タクシーの主たる利用者は高齢者であり、乗り継ぎに対して不安や慣れしさを抱く方が多い。結果として、利用者減少につながることが予想されることから、地域の実状を考慮いただき、路線競合について撤廃・緩和を望みます。 ○利用者の減少により、主に生活バス支線の撤退が続いている。このため、市町が代替交通手段としてコミュニティバスを運行する路線数が多くなっていることから、今後、円滑な導入を可能とする制度の構築は必要である。	（別紙２関係） 他人の恥要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めており、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみによっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難であるなどと公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、許可を受けた場合に限って認めている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。 （別紙２関係） 都市計画法第29 条及び都市計画法施行令第21 条において、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行う一般乗合旅客運送事業の用に供する施設（車庫等）である建築物等は開発許可が不要とされている。これは、路線定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業は、運行系統が定められており、起点、終点、経過地である主たる営業所等が定められ、固定されたルートにおいて定期的幹線運行を行う事業であるため、当該事業の用に供する施設である建築物は当該ルート上に点在することが必然的であることなどから、開発許可の対象から除外しているものである。 一方、区域運行及び不定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設である建築物については、一律に開発許可を不要とすることは適当ではないことから、建築物ごとに開発許可権者による個別の審査にかからしめている。本支障事例において開発許可が認められなかった理由は、当該開発許可権者が定める開発許可基準において、都市計画法第34 条第14 号の対象となる施設を固定的にしか認めていないことによるものと承知している。 しかしながら、同号の対象施設は固定列挙としており、一定の要件を満たす施設は許可対象となりうることから、本支障事例についても、当該自治体の開発許可基準を改正すれば十分対応可能なものと考えられる。 なお、国としては上記施設に係る開発許可可能である旨の明確化について検討して参ひたい。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
289	今回の提案は、コミュニティバスとして活用が求められる区域運行や自家用有償旅客運送等が、制度上路線バスに比べて例外的な位置付けとされていることにより生じる不合理な支障の解消を求めるものである。所管省庁の一次回答は現行制度を是として回答を検討されているが、時代に即した制度の見直しを行うよう求めるものである。 （個別の提案に関する具体的な見解は別紙のとおり） 自家用有償旅客運送による少量貨物の運送（別紙2関係）については、市町村がコミュニティバス等を運営する場合、乗合バスとしてバス事業者が運行すれば少量貨物運送の許可を得ることは不要であるが、バス事業者に委託して自家用有償旅客運送として運行する際には許可が必要となる。両者ともに実質的にバス事業者が貨物運送を行っているという実態は同じであり、一次回答で所管省庁が主張するように「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点」で、両者の差異の合理性を説明することは適当ではない。 市街化調整区域における車庫等の開発許可対象の除外（別紙4関係）については、許可形態が区域運行等であっても、過疎地等の住民ニーズにより柔軟に対応するため形式的に区域運行等の形態をとっているものであり、実態はコミュニティバスとして路線定期運行と同様に運行ダイヤや運行ルートが定められている。それらは、実態上、路線定期運行と差異はみられないことから、両者を異なるものとして取り扱うことには合理性がない。 区域運行や自家用有償旅客運送等について時代の変化に即した法律上の位置付けがなされることによって、地域の実情に合った最適な地域公共交通の導入を促すとともに、多様な選択肢が認められることで自治体の調整機能が十分に発揮されることを目指すものである。	有	【愛媛県】 路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）の廃止により、市町が運営する自家用有償旅客運送のコミュニティバス等がその代替交通機関として重要な役割を担っている。これら交通手段の維持や地域活性化のために、空きスペースに一次産品や生活物資の有償輸送等も活用事例の一つとして挙げられる。 これらの輸送を容易に行うことができるよう、地域にとって使い勝手の良い制度に改正すべきであり、許可なしで少量貨物が輸送が可能な路線バスと区別して取り扱うべきではないと考える。	－	【全国知事会】 自家用有償旅客運送等については、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築するべきである。 特に、貨物運送については、そもそも自家用有償旅客運送を行える地域は交通不便地であることを踏まえ、改めて許可や合意を必要とすることの妥当性について検討すべきである。 また、都市計画法に係る開発許可については、開発許可を必要とすると、手続きに一定の期間を必要とし、事業者にとっても負担となるため、そもそも開発許可を不要とすることを求めているものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 本会等提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	【重点事項42】 ○　自家用有償旅客運送について、一般乗合旅客自動車運送事業者については許可なく少量貨物運送が認められていること、自家用有償旅客運送が実施されるのは主に交通空白地であること、実態として一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして運行している場合が多いことを踏まえ、少量貨物運送に係る許可を不要とすべきではないか。 ○「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要」とのことだが、国土交通大臣の認定した地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、許可不要で少量貨物運送を行うことが可能となっている（地域公共交通再生法性令法第27条の5第2項）ところであり、その他の自家用有償旅客運送を行う者についても、許可を不要とすることが可能ではないか。 ○「地域公共交通会議については…貨物自動車運送事業に関するものとはなっていない」とのことだが、地域の実情に応じて、構成員に貨物運送事業者等を加えることも可能であり、自家用有償旅客運送による少量貨物運送について議論することが可能ではないか。 【重点事項43】 ○　過疎地等の住民ニーズにより柔軟に対応することが可能な運行形態として、地域交通の維持・確保の観点から重要な位置付けを有する路線不定期運行及び区域運行について、これらの運行形態に係る建築物の設置についても、その公益性の高さに鑑み、開発許可を不要とすることが可能ではないか。 ○　路線定期運行であっても、市街化調整区域において開発行為が行われる可能性があり、また、車庫等を固定されたルート上に設置するか否かは必ずしも明らかではないのではないか。 ○　路線不定期運行の場合は運行ルートが明確に定められており、区域運行の場合でも、実態上は路線定期運行と同様に運行ダイヤ・運行ルートが定められている場合があることなどを踏まえれば、路線不定期運行・区域運行の場合について、路線定期運行と区別して、立地の任意性を理由に、開発許可の対象から除外できないとする合理性はないのではないか。	（別紙2関係） ○　一次回答でも述べたとおり、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないか申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とすることは困難である。 ○　一方、運輸支局長が本通達による取扱いの対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととしている、関係者からの意見の聴取については、地域の物流網の維持の観点からの意見が適切に反映されるものであることが前提となるものではあるが、例えば、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送を実施しようとしている地方公共団体（市町村）及び自家用有償旅客運送者が実施しようとしている少量の貨物の運送について、その エリア、貨物や運送の態型等を踏まえて、関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者や関連しうる荒主（又は、これらの者の意見をそれぞれ代表しうる者）を構成員に含む協議会等の場で合意が調った場合には、当該意見の聴取を要しないこととすることは差し支えないものと考えている。 ○　なお、自家用有償旅客運送については、一般乗合旅客自動車運送事業に比して、運転者の要件、運行管理体制、整備管理体制など全体的に簡易な要件になっているものとなっている。また、一般乗合旅客自動車運送事業による少量貨物の運送は、決められた運行ダイヤ・ルートに沿って行われる旅客輸送に併せて決められた停留所において新聞紙等を預かるようなものが基本的には念頭に置かれているものであり、旅客の運送に対して付随的に行われるものとなっているが、自家用有償旅客運送ではあっても同様の態様での運行が行われない場合が多く存在しているものと考えられる。 　また、本来、貨物自動車運送事業法に基づき、一定の要件を満たして許可を受けた貨物自動車運送事業者が貨物の運送を行うことが原則であり、自家用有償旅客運送者による有償での貨物運送については、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、運行管理等の管理体制、地域の物流網の状況等について確認するため、許可制としているところである。 （別紙4関係） 　区域運行及び不定期運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設である建築物については、路線定期運行と異なり立地に任意性があると考えられることから、一律に開発許可を不要とすることは適当ではなく個別の審査に係らしめているところであるが、有識者のご指摘を踏まえ、現在、車庫等の立地の実態について、都道府県等に対してアンケート調査を実施しているところであり、現状を確認して改めてお答えすることとしたい。 　なお、実態上、区域運行の中に運行ダイヤ・運行ルートをある程度固定したものが一部含まれるとしても、区域運行の一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設を開発許可の対象から除外する理由とはならない。	6【国土交通省】 （9）道路運送法（昭26法183） 自家用有償旅客運送者（79条）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者（又はそれを代表し得る者）等を構成員に含む協議会等（地域公共交通会議（施行規則9条の2）を含む。）の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこと。地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。 （16）都市計画法（昭43法100） （i）地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭26運輸省令75）9条の2）等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号（地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設）に該当し得る旨を、地方公共団体に2018年度中に通知する。

国土交通省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
296	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和	都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況を前提とした一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクトな之地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。	都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもとになる開発区域の周辺の状況について、許可権者の都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置され、市町村は住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき、公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第1項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体ごとの規定に沿った判断をするよう実務的に枠付けられている。このため、市地的のすぐ近くに田園・緑地等があるにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離について、乗止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることと、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。	人口減少が進みコンパクトなまちづくり等が求められる中、都市計画法体系が求められる公園等の設置について、地域の実情に合わせて市町村が判断することで、効率的・合理的な公共施設等の配置に資する。	都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針 （第6版）（都市施設（IV-2-2 B.1.）） （IV-2-2 B.1.））	国土交通省	全国市長会	－	仙台市、日河市、ひたちなか市、富津市、三条市、鉾木市、高槻市、八代市、宮崎市	○3ha規模の分譲住宅の開発を例とする。その住んだ子ども公園設置を求まるため、さきた公園の整備又は多一方である。市当は公園を設置した開発地の隣で別の分譲住宅開発があり、すでに近くにまた公園が設置されたものみ又は緑地に設置された公園は、市地的の未開地で形成されるため、不整形なと地になっ。また、公園が同じ、この義務が多い。また、維持管理については地元の開発業者だけは地域を知っているが、公園の管理は、市町村が行っている。市の管理を委ねるケースもあり、公園設置の開発業務の基準を行政とは全く別の組織が設置されれば、公園設置を求する開発者が減少し、公園設置されない公園の増加が見込まれるため、参考として、市町村である考えるが、市町村の管理の負担が増加する。人口減少公園の公園に近隣の緑地が多くて、その公園の緑地が都市公園として認定されていない場合、代わりに市都市公園と認定なず、その都市公園の緑地は非常ではない。これは、公共施設等の総合的・計画的な管理を進めていにあたり、現在における都市公園の必要性の検討と見直するものにかり、都市公園が将来、市町村の財政状況変動の障害にならないかと考える。 （都市公園の保存） 第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。 一　都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合 二　廃止される都市公園にかわる代替の都市公園が設置される場合 三　公園管理者がその土地物件に係る権原を喪失することにより取得した都市公園について、当該賃貸契約の終了又は取消によりその権原が消滅した場合 ○開発許可を受ける場合、開発区域の面積の3%以上を緑地や公園にすることが義務付けられており、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、過剰な公園が設置されるなど、地域の実情とかみない制度となっている。また、乗降等のない小規模な公園が必要以上に多数設置されており、住民の利用も少なく、維持管理に苦慮している。 ○開発行為による公園・緑地の提供は近隣に多数発生しており、既に公園のある地域のすぐそばに公園が作られることがあり、 また開発業種の企業による提供のため、小規模な公園が多く、国内在庫の利用時手が遅く、結果について人間関係で遅行なれと調査が遅く、結木成長と伸び時間等への経過が遅られない。そのため、緑地等への影響を最和するための剪定や伐採を行う必要があり、樹木の健全な育成についても支障がでている。 ○市当においては開発の全容事業は者全ているが、規定にかった公園を規定、ていなとこで考える。市町村は、市当の公園の設置は、当たりの公園面積が全国平均の約2倍を有しており、財政上の理由から制度改正の必要性を感じている。 ○市当は、緑地等が地域の状況、建築基準法等に多く、実情に合ったまちづくりが行えていない。このことから、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。 ○都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもとになる開発区域の周辺の状況について、許可権者で市町村との間で意見が食い違い、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置されている。このため、市町村は、住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第1項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針（第6版）では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められており、通常指針には自治的自由である。誘致に基準等が定められ規律密度が高く、また、運用指針において「ここが望ましいと いう記述」「制度の趣旨等から記述された事項」と運用が指定されている。もの であると定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体ごの規定に沿った判断をするよう実務的に枠付けられている。このため、市地的のすぐ近くに田園・緑地等があるにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離について、乗止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることと、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。 ○一団地の住宅地開発に都市計画決定されている大規模団地敷地内の民有地に都市計画公園に位置づけた公園が存在している。 また、当該団地については、建替え老朽化に、都市計画運用指針に基づき一団地の住宅施設を廃止し、引き続き良好な居住環境を維持することを目指し、地区計画への移行を行った。 都市計画運用指針「計画」によると地区計画の都市計画決定について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、地区計画の区域内の土地の利用に関する事項に、都市に必要な公園等の公共施設の種類を定めるこ と。必要であると認められる場合に定めるこ。 これを背景に、国交省「計画の高度化」として、地区整備計画で都市計画公園と同等の機能の確保施設に整備し、公園機能を確保し、たうえで、都市計画決定公園の廃止が認められ、地区施設は開発業者を変える場合の都市計画施設ではなく、地区承認に減少義務の解消が出来ないこと等の理由で、都市計画公園の廃止計画変更（廃止）に関する地方自治体の事前調整が難航し、スムーズな建替えの検討に影響している。 ○3ha以上の開発行為が開発から十数年の間隔で開発あるいは分譲して行われたことにより、小規模な公園が多数設置されている地域がある。また、周囲に田園や山林等がある場合や開発行為による公園が設置されている。開発行為で設置された公園は中央広場用地で管理しており、小規模公園が多数設置されることにより適切な管理が困難となっている。このため、公園管理を引き受ける市の業務を兵庫できるような公園設置の例度となるように設定する必要があると考える。また、コンパクトなまちづくりが求められるとともに公園を設置する都市の住宅地開発は減少すると考えられ、少子高齢化や人口減少が進むにつれて公園の管理がより困難になると考えられたため、既に設置されている公園の廃止も検討となるように制度や解度などなどが望ましいと考える。 ○消防では、時代の移過に伴う周辺環境の一つこの変化により、利用されていない小さな都市公園（特に開発公園（都市計画法及び開発条例いずれの規定によるもの））が多数あります。公園施設の高齢化に伴い維持管理費が年々増えており、利用の少ない公園や地元から要望があるも公園は廃止できない中財政しています。 しかし、都市公園法第16条（都市公園の保存）の規定によって都市公園の廃止はハードルの高いものとなっており、ニーズの変化や地域の実情に合った公園の配置は困難であります。 そこで、都市公園法第16条（都市公園の保存）の規定が見直されると、地域の要望やニーズ、市町村ごとの実情に合った公園配置が調整できると考えます。 ○都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場が設けることが義務付けられているが、既存の公園でさえ市町村が十分に維持管理できているとは言えない状況であり、市町村から必要とする公園等の設置基準に基づき公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第1項第3号に追加するなど、制度を見直すべきである。 ○当者では、市街化区域内で3ha以の開発規模（名称：市民公園）が設置されているが、都市計画法および土地区画整理法施行規則（以下「法令等」という。）に基づき地区公園と整備する計画となっている。 しかし、上記の開発規模は、実態的には市民等が日常的に利用する公園として機能しており、現行の法令等に沿った計画の実施は、本市の地域の現状に即しているとは言い難い。そのため、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断することができるよう法制度改正が必要である。 ○本市において開発行為に「緑地開発する公園」における設置位置等については規定している。本市については、都市公園数が約300箇所あり、1人あたりの都市公園面積6.10㎡以上あるが、都市（DID地区）については人口10万人の都市公園面積が約10㎡であることから都市における緊急避難場所として、また、施設数の増加に伴い管理費の増加が懸念されており、公園の必要のない地域（周辺に公園がある地域等）については新規整備を抑えれに実施していないし、しかし、開発行為で発生する公園については、計画等に関係なく発生する施設であり、その設置位置や機能については、供用後の維持管理の観点が問題視している。 本市としても、都市計画法施行令における緩和基準も規制に入れながら、開発行為における公園の設置の在り方を検討しています。 現時点での制度の改定要望等については特段ありません。 ○本市では開発行為による小規模な公園が多数あり、維持管理に苦慮している。これらの公園は、売元各当者などと設置・清掃等をお願いしている。が、近年では高齢化などを理由に管理を断られる事例も増加している。このことから、地域の実情に応じた適正な数・規模で公園を整備することが求められており、提案については賛同できる。 ○本市においても高齢化により構築を受けた公園が数多く設置され、維持管理費を圧迫している。平成29年度末現在、本市の街区公園数は1464箇所であり、その内、街区公園の標準面積300㎡に満たない公園が59%あり、その内の約50%が開発行為により構築された公園となっている。これらは市内の一部区域に偏っており、適正な規模を有された公園配置の不均衡が生じている。 ○市当は、「都市公園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、条例第10条に沿って設置された都市公園法の管理は市の公園・緑地の公園、緑地等（以下「公園等」という。）は、基本的には自治が管理しており、年々増加する公園等の維持管理に苦慮している。 ○当者は、小中学校の統廃合に伴い、廃止した校舎跡地を比較的規模の大きい公園等として新たに整備する。 このことから、新たな公園等の整備に伴い、その公園の周辺に対する過去の開発行為で設置された規模な公園等を踏まえて今制度に見直すべきである。 ○都市公園法に対する法定義務等については、長期的な視点をもって管理・修繕・改・長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することが必要である。 現に当のても、「インフラ長寿命化基本計画（平成28年1月、のIハーシ）」が方法を示唆の中期的に行うことが重要である。 「各々の同様が同かた事情に応じて、インフラの維持管理・更新等を計画的かつ計画的に行うことが重要である。」と記述されていることからわかんず、実際には、許可権者である都道府県が判断して行う。管理者である市町村の実情に応じたものとなっていないとは言い難い。 実際に、本市では、都市公園法施行令第1条のに規定すず「住宅一人当たりの都市公園の敷地面積の標準（1人当たり10㎡）を満たしているにもかかわらず、開発行為のたびに公園数が増え、市のストック及び管理費用が増加すま一方である。。開発行為によってできる小規模公園は管理上も公園の計画的な配置において好ましくない場合がある。 上記の理由から、市町村において、公園施設所有で開発行為を行う周辺の公園とのバランスを考え、公園の規模（面積など）や必要、不要の判断を決定できるよう望む。	開発行為において、公園等の設置を求めているのは、良好な住環境の形成や防災上の見地から開発区域内の利用者によって必要な最低限の公共空地を確保するためであり、また、開発行為等完了後も適切に管理される必要があることから、原則として市町村の管理に属するものとしている（都市計画法第39 条）とこである。 このような趣旨を踏まえると、提案団体が示しているような回答は、一般的には公共空地として の役割を果たし、単ず、民有地であることから開発行為完了後も周辺に存在し続けることが想像されていないことから、開発区域の周辺に単に田園が存することをもって、公園等の設置を不要とすることは適当ではない。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成30年12月25日閣議決定）記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
296	良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保する必要性は否定しないが、住民によって利用価値が低く、また、自治体、住民とも維持管理に苦慮する小規模な公園等が多数設置されている現行制度を正当化し、その維持管理費用について、住民の負担を求め続けることが困難となっている。 そもそも、本提案は、開発区域周辺に田畑が存することのみを前提とするものではない、現に追加提案団体の支障事例として、開発区域に隣接して緩衝緑地が存する場合や廃止した学校跡地を公園等として新たに整備する場合等も示されている。良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保するためにも、これらの支障事例を十分に考慮した上で、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	－	【仙台市】 隣接地が民有地であるケースに限らず、都市計画法施行令第25条第1項第6号に則ると、小規模多数の公園緑地が残置され、本来の目的である「適切な公共空地の確保及び管理」が困難であることから、緩和の措置を検討していただきたく、要望するものである。	－	【全国知事会】 公園等の設置については、公共空地に関係するなど大都市部を念頭に置いた全国一律の基準等が廃止等により定められていることから、多くの自治体から支障が生じているとの意見が出されている。このため、地域の実情に応じて判断できるよう、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		開発区域の面積が0．3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為については、開発区域の面積の3パーセント以上の公園等（公園、緑地又は広場）の設置を求めているが、開発区域の周辺に既当規模の公園等が存する場合等、特に必要がないと認められる場合には、公園等を設置する必要はないとされている（都市計画法施行令第25条第6号ただし書）。 支障事例として挙げられている開発区域に隣接して緩衝緑地が存する場合や廃止した学校跡地を公園等として新たに整備する場合については、都市計画法施行令第25条第6号ただし書が適用できる場合があると考える。 なお、条例により、公園等の設置を義務付ける下限面積（0．3ヘクタール）を1ヘクタールまで緩和すること及び地方公共団体が開発区域の周辺に既当規模の公園、緑地又は広場の設置を予定している場合には、公園の設置を求めないことも可能である（都市計画法施行令第29条の2第2項第3号）。 このように、不必要な公園等の設置を求めることのないよう地域の実情に応じた運用を可能とする措置を講じていることから、現行制度において十分対応可能であると考える。	6【国土交通省】 （16）都市計画法（昭43法100） （ｅ）開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令第6条第6号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象となり得ること、公園等の管理者となる市町村（「特別区を含む。」）と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年中に周知する。